

平成30年第4回せたな町議会定例会 第1号

平成30年12月10日（月曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 決算審査特別委員会審査期限延期について
- 7 請願第 1号 国民宿舎あわび山荘の改築に関する請願について
（平成30年9月25日付託 総務厚生常任委員会請願審査報告）
- 8 議案第10号 せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 9 議案第11号 せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 10 発議第 1号 せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 11 議案第 1号 平成30年度せたな町一般会計補正予算（第6号）
- 12 議案第 2号 平成30年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第 3号 平成30年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第 4号 平成30年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 15 議案第 5号 平成30年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 16 議案第 6号 平成30年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 17 議案第 7号 平成30年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算（第2号）
- 18 議案第 8号 平成30年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 19 議案第 9号 平成30年度せたな町病院事業会計補正予算（第2号）
- 20 議案第12号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 21 議案第13号 工事請負契約の締結について
- 22 同意第 1号 せたな町監査委員の選任について
- 23 発議第 2号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について
- 24 発議第 3号 議員派遣について

○出席議員（11名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 細川伸男君 | 2番 神田和浩君 |
| 4番 本多浩君 | 5番 石原広務君 |
| 6番 榊田道廣君 | 7番 大湯圓郷君 |
| 8番 真柄克紀君 | 9番 平澤等君 |

10番 大野一男君 11番 熊野主税君
12番 菅原義幸君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会教育長	成田円裕君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則君
総務課長	原進君
まちづくり推進課長	小坂橋司君
財政課長	西村晋悟君
税務課長	樋口靖君
町民児童課長	吉崎照人君
認定こども園長	鎌田郁美君
保健福祉課長	福士裕継君
農務課長	佐藤英美君
農務課参事	木村充弘君
水産林務課長	横川洋二君
建設水道課長	丹羽優君
会計管理者	三浦孝史君
国保病院事務局長	横川忍君
総務課長補佐	高橋純君
まちづくり推進課長補佐	神田昌君
財政課長補佐	河原泰平君
税務課長補佐	濱登幸恵君
町民児童課長補佐	坂谷洋二君
認定こども園副園長	伊藤悦子君
保健福祉課長補佐	濱口喜秋君
保健福祉課長補佐	浜高正明君

地域包括支援センター所長	長	内	京	君
農務課長補佐	吉	田	有哉	君
水産林務課長補佐	手塚	塚	清人	君
水産種苗育成センター副所長	栄	田	武志	君
建設水道課長補佐	松	本	健裕	君
建設水道課長補佐	平	田	大輔	君
国保病院事務局次長	中	川	讓	君
総務課主幹	小	林	和仁	君
財政課主幹	黒	澤	美知子	君
財政課主幹	井	村	裕行	君
町民児童課主幹	萩	原	千明	君
保健福祉課主幹	古	守	亜珠	君
保健福祉課主幹	竹	内	亜希子	君
建設水道課主幹	上	田	一男	君
建設水道課主幹	川	上	佳隆	君
建設水道課主幹	金	澤	喜嗣	君
建設水道課主幹	高	橋	真一	君
建設水道課主幹	鈴	木	涼平	君
職員厚生係長	尾	野	裕也	君
まちづくり推進係長	松	原	孝樹	君
商工労働観光係長	撫	養	和伯	君
経理入札係長	小	林	朱央	君
国保医療係長	中	山	康春	君
障がい福祉係長	平	田	慎太郎	君
保健推進係長	垣	本	利子	君
居宅介護支援係長	今	川	勇吾	君
耕地係長	斉	藤	真	君
水産種苗育成センター業務係長	池	田	裕之	君
庶務係長	近	藤	智博	君

《大成総合支所》

支所長	佐野	英也	君
次長	佐々木	正人	君
大成診療所事務長	古守	幸治	君

《瀬棚総合支所》

支所長	関	功悦	君
養護老人ホーム三杉荘所長	上野	宏行	君
次長	増田	和彦	君

老人ホーム三杉荘 平 賀 栄 治 君
瀬棚診療所事務長 古 畑 英 規 君
福祉係長 原 田 宰 君
産業係長 油 谷 好 彦 君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局 長 杉 村 彰 君
大成教育事務所 長 荻 原 勝 幸 君
瀬棚教育事務所 長 杉 村 輝 明 君
学校給食センター副所 長 久 津 間 智 君
主 幹 山 本 亨 君
総務係 長 長 内 解 人 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局 長 西 田 良 子 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記 長 原 進 君
書記 次 長 高 橋 純 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局 長 丹 羽 小 百 合 君
事務局 次 長 上 野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局 長 丹 羽 小 百 合 君
事務局 次 長 上 野 朋 広 君
事務局 総 務 係 原 田 翔 太 君

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達していますので、平成30年第4回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により議長において、1番細川伸男議員、2番神田和浩議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から12月11日までの2日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から12月11日までの2日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第3、諸般の報告は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第4 行政報告

○議長（菅原義幸君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは4点ほど行政報告をさせていただきます。

まず平成30年度中間期における農業及び漁業情勢についてご報告いたします。

初めに農業ですが、全道的に春先は好天に恵まれ農作業も順調に進みましたが、檜山地方においては、6月中旬から7月中旬までの低温や日照不足、9月の台風などの影響により農作物の生

育の遅れや収穫作業も平年より遅れたところであります。

基幹作物の水稲については、北海道農政事務所が発表した10月15日現在の北海道の10アール当たりの予想収穫量は496キロで、作況指数は90の不良となっております。本町を含めた檜山管内では、10アール当たりの収量が昨年同時期に比べ33キロ少ない484キロ、作況指数は昨年と比べ7ポイント減の93の不良の作柄になりました。昨年と比較してタンパク値の高い米が多く見られると伺っております。

畑作物や豆、野菜類などの生育についても天候不順や台風通過の影響により生育不良や品質低下を招き、収穫期の低気圧等による断続的な降雨により、収穫が遅れた作物があったと伺っております。

飼料作物である牧草につきましても、天候不順の影響により一部、1番草の刈り遅れが発生し、品質低下や減収があったと伺っております。またサイレージ用トウモロコシにつきましても、天候不順により生育や登熟が遅れ、収穫作業にも遅れがあったと伺っております。こうした中、現時点の生乳生産については、昨年を若干上回っており、肉牛の販売においても昨年同様に価格が高く堅調に推移しております。

次に漁業情勢ですが、本年4月から10月末における地元漁業生産は水揚げ量928トン、金額7億3,500万円余りとなり、前年同期と比べ漁獲量では525トン、水揚金額では3億8,300万円ほどの減少となっております。

主な要因としましては、昨年は豊漁であった秋サケが平年を下回る水準であったことや、イカ釣り漁業では、瀬棚港での外来船の減少や管外操業での水揚減少が大きな影響を受け、3割以上の減少となったところであります。魚種別に見ますと主要魚種であるスルメイカについては、昨年に続く全国的な不漁のなか、久遠地区で若干の回復は見られたものの、夏場の盛漁期に漁場が形成されず平年を大きく下回る漁獲量だったことや、管外操業においても同様の現象が見られたほか、瀬棚地区においても昨年好調であった外来船の減少による水揚への影響など厳しい状況が続いております。このようなことからイカ釣り漁業に関しては、今後の漁獲の推移に引き続き注視していくこととしております。

秋サケについては、昨年に続く全道的な不漁から魚価は上昇傾向にあったものの、度重なる台風や低気圧のほか、魚体の小型化などもあり、平年を下回る8,500万円程の水揚となったところであり、平成29年が豊漁であったことから昨年対比で大きな減少となりました。一方で、前浜の重要資源であるウニやナマコについては、魚価や水揚が安定している状況で、併せて2億7,000万円程の水揚額となるなど、漁業収入の基礎となる重要な資源となっております。より安定的な資源となるよう平成31年度へ向け、引き続き各種事業や種苗センターを活用した事業を検討しているところあります。

冬場の操業に向けては、時化も多くなるなど厳しい操業条件下ではありますが、今後の漁獲の伸びに期待をしているところであります。なお数値等に関する資料をお手元に配付させていただきましたのでご参照願います。

次に朝鮮半島からのものと思われる漂着木造船への対応について報告いたします。

最近、日本海沿岸を中心に朝鮮半島からのものと思われる多くの木造船の漂流、漂着が確認さ

れております。せたな町の海岸においても11月6日から現在までに5隻の木造船が漂着し、そのどれもが老朽化し破損した状態であり、一部には油漏れも見られたことや漁業活動への障害となる恐れもあることから、町としては道とも連携を図り、緊急措置として除去対応にあたったところです。

今後も新たな木造船が漂流してくる可能性が高いため、海上保安署、檜山振興局、管内沿岸各町による連絡調整会議が開催され、今後の対応方法などについて協議されたところであり、町としては、これら関係機関とも十分連携を図りながら対応してまいりたいと考えているところであります。

次の工事発注状況、最後の町長、副町長の動向につきましては、お手元に配付したとおりでございますので、ご参照願いたいと思います。

以上を申し上げて、行政報告とさせていただきます。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（菅原義幸君） 日程第5、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されていますとおり、質問、答弁は簡明簡潔にするようお願いいたします。

それでは通告順に順次発言を許します。

5番、石原広務議員。

○5番（石原広務君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

チャレンジ事業についてです。まちづくりにとって一次産業の発展は欠かせなく、産業従事者に対して収益増加等を目的としたチャレンジ事業は、一定の評価を受け、次年度が最終3年目で終了する予定になっています。約2年間、一次産業従事者からのチャレンジ事業に対する評価、問題点や更なる要望等を含め、現段階での町長の考えを示していただき、今後も継続していくべきと思うが見解を伺います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 石原議員の質問にお答えをいたします。

このチャレンジ事業は、農漁業者の経営発展や所得向上に向けた規模拡大などの取組を行い、経営基盤強化を図ろうとするものであり、平成29年度から平成31年度までの3年間の事業として現在実施しております。農業チャレンジ事業の昨年度の実績としましては、振興作物、新規作物及び新栽培技術導入などチャレンジ事業では42件、7組合、総事業費2億1,038万9,000円、助成額4,356万5,000円、また6次産業化等支援事業は2件、総事業費1,028万2,000円、助成額190万7,000円であり、合計では51件、総事業費2億2,067万1,000円、助成額4,547万2,000円となったほか、漁業チャレンジ事業においては養殖漁業拡大やコスト低減対策、付加価値向上対策など15件、総額で事業費2,438万3,000円、助成額695万5,000円となったところであります。

また現在、両事業とも平成30年度の申請を受付しておりますが、農業では両農協等からの事

業予定額が振興作物、新規作物及び新栽培技術導入等チャレンジ事業で63件、16組合、総事業費2億9,420万5,000円、助成額7,174万7,000円、また6次産業化等支援事業は3件、総事業費788万1,000円、助成額262万7,000円であり、合計では82件、総事業費3億208万6,000円、助成額7,437万4,000円を予定しております。漁業では11月30日現在で8件、総事業費952万2,000円、助成額275万3,000円となっております、今後においても随時受け付けを行なう予定となっております。

この状況を見ましても、この事業が生産者にとって非常に効果的で活用しやすい事業であると考えておりますが、今年度においては、1年目においてチャレンジを行った生産者の取り組みなどの聴き取りを行い、この事業の効果や検証を行って参りたいと考えています。この結果等を踏まえながら、チャレンジ事業の最終年度である平成31年度までしっかりと事業を実施し、経営の規模拡大や経営基盤強化、さらには機器導入により省力化が図られ、新規作物等への取組が図られることと期待しているところであります。事業終了後の平成32年度以降については、本事業の成果など、今後、検討することとしておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） ただいま答弁で農業、漁業、町にとって欠かせないこのチャレンジ事業に伴った申請、総事業費から交付金で来年度の検証いかんで、再来年度以降も継続していただけるというように解釈できるような答弁だったと、そういうふうに取ります。その上でこれは檜山の江差町の事例なんですけど、27年の資料ですけど、例えば農業機械の導入助成、あるいは農業共済掛金、こういうことも檜山管内でも実践しているんです。漁業経営基盤安定対策事業要綱、対策事業費としてここも漁船保険掛金補助事業あるいは漁具等整備事業、支援事業、これはせたなの漁業チャレンジ事業と農業チャレンジ事業と同じような形で、経営基盤安定のためのいろいろな道具があるんでしょうけれども、そこを対象するような事業が27年江差町では行なっていたわけです。我が町でチャレンジ事業が行われる前に、これは浜の声なんですけど江差では船舶保険補助しているんだよな。せたなでもやってくれないかなっていう話があったんです。そのあとに漁業チャレンジということで、かなりこれは評価をいただいています。船外機用意した。これからも続けてほしい。町外にいる家族からもそれを父親に用意して上げたい。3分の2を子供たちで用意して、何とかそれを実現してあげたいという声もこのチャレンジ事業を評価するにあたって声が出ています。町長は今、答弁の中で来年度の実績を受け検証するということでしたが、ぜひその検証する中に漁業保険掛金補助事業あるいは農業の共済掛金、ここも含めてぜひ前向きな検証をしていただきたい。町にとって大事な一次産業です。担い手不足もかなり以前から言われています。そういう取り組みが檜山管内でも先駆けた取り組みが、もしかしたら町外にいる子供たちが、せたなに帰ってやってみようかなと。農業、漁業継いでみようかなというような考えにもなる可能性があると思うんです。ぜひそういうことで今の段階で結構です。このような事業も取り組む考えがあるのか町長に伺います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。まず船舶保険等のお話をされながら、各町でいろいろな取り組みをしているというお話でございます。当然、各町それぞれ特色ある施策を打って、

漁業振興を図っているところをごさいますて、せたな町といたしましても現在のところ議員ご承知のとおり、ほかの町にない施策としては、漁業関係の負担金補助金ということで、檜山の漁協負担に対する補助金を始めとして、サケマスの増殖対策事業補助金、あるいは水産多面的機能発揮対策事業負担金、檜山ナマコ栽培漁業定着事業負担金、日本海ニシン栽培漁業定着事業負担金、秋サケ資源増大対策事業補助金、浅海漁業増殖事業補助金、エゾアワビブランド化推進事業補助金、漁業チャレンジ等支援事業補助金、日本海漁業振興対策事業補助金といったさまざまな事業を展開して今漁業の振興を進めているところをごさいます。当然、有効に漁業者の皆さんに機能していると思っております。チャレンジ事業につきましては、ご承知のとおり規模拡大あるいはコスト低減といったことを中心に漁業経営の安定、一次産業の経営の安定を図るという目的でやっております。それぞれの事業それぞれ目的を持ってやっておりますので、こうしたことを随時検証しながら十分漁業振興を図れるようにこれからもしっかり考えて参りたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） ただいま町長から負担金、あるいはほかのさまざまな事業ということで答弁いただきましたけど、負担金は各町でも負担してますよね。確かにせたな町だけ、独自の事業も確かにあります。共済掛金、我が町は農業と漁業の両事業が一次産業で大事な事業として町長もご認識はしていると確認するまでもないんですが、船舶保険これかなり高いんだと。負担が大きいんだと。先ほど行政報告でも不漁ということで捉えられる報告がありました。先々見込みがない。もしかしたらイカも獲れない、魚も獲れないという不安を抱えながら、でもそういう掛金は支払い義務があるわけです。その高い掛金があるがために船を手放さなければならないというような考えをお持ちの高齢の漁業者もいるわけです。農業の方もいろいろ先ほど実績も含めて報告がありました。こういうところの取り組みが、本当にせたな町独自のものが町長の町の考えとして示していただければ、帰って農業継ごう、漁業を継ごうというような考えに結びつくと思うんです。具体的に船舶保険、あるいは共済の掛金というふうに言ってますが、チャレンジ事業が来年度で終わると。再来年度以降せたな町独自として、そういった担い手不足にも反映できるような事業展開を政策として出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。町の一次産業の振興につきましては、これはせたな町の重要な基幹産業、主要な産業でございますので、これはこれからもしっかりと支えていかなければならないと思っております。今回29年から31年度3カ年で農業チャレンジ事業を打ち出しながら農家、漁業者ともに支援をしているところをごさいます。そうした状況を来年度しっかり見極めながら、これはより一次産業の振興に資する事業として、これからも組み立てていかなければならないと思います。一つの事業がいつまでも継続をするということではなくて、また、さらにバージョンアップをしながら一次産業の従事者の皆さん方の経営意欲というものをしっかりと出せるような、そうした施策が必要というふうに考えております。経営そのものは、それぞれの事業者の皆さん、農家、漁業者の皆さんが自らの経営として将来どういう方向にもっていくかということは、それぞれ当然お考えのことと思いますが、そうしたこの中で町がどういう部分に係わることができるのか、そして係わることによってどういう効果が出せる

のかということも十分考えながら、次の事業等を考えていくということになると思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 再答弁の中で、いつまでも同じ事業が云々と答弁のあったあとに、更なるバージョンアップという答弁がありました。そこは具体的にそのあとに例えばその共済の掛金や船舶保険などを、ぜひ検討するという具体的な答弁はなかったんですが、ぜひそのバージョンアップの中に本当に加えていただきたいと。先月、議会主催で檜山振興局長がきていただいて。

○議長（菅原義幸君） 石原議員、質問の途中ですが4回目になるんです。議事進行発言の限りであれば結構ですけれども、4回目の質問ということに踏み込むのであれば。

○5番（石原広務君） 戻って2問目に移ります。バージョンアップにつられてしまいました。

○議長（菅原義幸君） それでは2問目の質問を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） 失礼しました。あまりにもバージョンアップにつられてしまって、つい4回目の質問をするところでした。

それでは2問目の質問です。太田神社、拝殿への経路の安全対策について、太田神社は、参拝に行く時に登る階段や足元の悪条件から日本一危険な神社とテレビ、ラジオ等でも報道され、観光シーズンになると道外からも観光客が訪れ多くの参拝客がいます。全国的にも有名になった日本一危険な神社ということで、今後も多くの観光客が訪れると思われるが、階段の老朽化も進み、さらに足元も大変悪くなってきています。町にとっての観光資源という観点から改修、維持に対して町長の考えを伺います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは石原議員の2つ目の質問にお答えをいたします。

議員ご質問の太田神社については、皆さんご承知のとおり道南五大霊場の一つであり、北海道最古の山岳霊場であります。新聞や雑誌そしてテレビなどのメディアによって広く紹介され、全国各地から参拝客や観光客が訪れております。また近年、観光協会の太田神社夕日登山ツアーなどのイベントPRにより外国人も参拝に訪れております。質問にあります本殿までの経路については、急勾配の石段とロープ伝いの険しい山道を登り、最後は垂直7メートルの鉄の鎖をよじ登ったところに本殿があります。参拝者が安全に登れるように毎年、山道のロープの補強や鉄橋の補修、倒木の処理など太田神社を守っておられる氏子さんたち、いわゆる地域の方たちが自分たちで維持管理をされております。また落石などの情報が寄せられた場合は、観光協会の職員が現地に向かい立入禁止の看板を設置するなど、地元氏子と連携を図りながら安全対策を行っております。

今後とも、地域の意向を十分尊重しながら、対応したいと考えておりますことで、ご理解願ひます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 以前に柘田議員からなんですけど太田神社のことで質問があったとき、政教分離ということで、ご答弁があったのは承知しております。基本的に政教分離は大事なき

ゃないなっていうのは私も認識を共にしてますが、今町長から答弁いただいたように、観光協会なりがいろいろそこに係わってるというふうには私も認識しております。2年ほど前ですか、太田神社祭典があったときに階段登ったところの狛犬、これが観光客のおそらく不注意だと思うんですが、あの急な階段から転げ落ちて来たんです。段差があるところを飛び越えて、停車している車にぶつかって、狛犬はたいして欠けなかったんですけど、少し車が破損したんです。幸いにも登っている方がいらっしゃらなくて人的な被害がなかったんですが、その当時、事故に関わった地域の方が確かに町長おっしゃるように自分達でなんとかしていきたいんだと、維持もしていきたいんだと。だけど先のことを考えるとやはり維持は難しいなというのを、本当にしんみりというか、町には迷惑をかけられないんだよな、でも地域、俺たちも歳とってしまったんだよな。何とか先のことを考えると、やはり町に手助けをしていただきたいというような話をされて、その車の事故、狛犬の補修、そこを考えた時に町長が答弁にも言ったように、その狛犬の改修は地域で行いました。今鳥居の横に2基というんですか、右左に狛犬が設置されていますけど、先々のことを考えたその方は高齢とご病気で亡くなられたんですけど、今の取組、例えば政教分離ということで今回は答弁なかったんですが、町長がおっしゃるように以前に町長は、この議会の場で観光協会は機能してないというような考えを示されたことがあります。そのあとに国の補助制度、地域おこし協力隊員の配置、あるいは役場職員を事務職に配置されるなど力の入れようは、周りから見ても評価を受けれるというような体制にはなっています。先月もその観光協会から太田神社のことがラジオで宣伝ということで放送されました。政教分離という観点から社務所の海側の手摺りも本来であれば補修できなかつたはずが、当時の担当職員が理解していただき、今はきちんと補修もなってます。いかがでしょう。シーズンになるとロープとかそういうのは事前に準備をしていただいているようですが、今後も地域と話をし、せたなにとって町にとって欠かせない観光スポット、太田神社の維持、今後もできることはやると。そういう補修も含めてやっていただけるといような、確認の質問をさせていただき、前向きな強いご答弁をいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。現在、現状この太田神社につきましては観光協会が中心となって、さまざま宣伝から観光事業の一つとして係わっているところでございますが、議員おっしゃいましたように政教分離という点がございまして、どの程度、町がここに係わることができるのかということについては、非常に悩ましい部分がございます。そういったこともございまして、地域の皆さんからまだそういった話をいただいております。そういった段階で、そして話がある段階でまた町として、しっかりと対応しなければならないのかなと思っております。ただ過去の平成28年度の第1回の定例会において、教育長答弁でも申し上げましたように、なかなか町がこの関係をするということにつきましては、文化財の指定といった部分などを考えなければならないということでございまして、その文化財の指定という方向に向かうにしても、さまざまな問題が多くあるということから、これはほんとに難しい問題であると我々も考えているところでございます。いずれにしましてもこの地域の財産、あるいは神社の財産としてこれまで太田神社については管理をされてきたということでございますので、そうし

た部分でこれからも対応していただくということになるかと思いますが、そういった事情もありますので町としては、大変難しい問題と考えているところでございます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 確かに今町長が答弁されたように、教育長から文化財指定の話も答弁されてきました。難しい問題と言いながら、じゃ文化財指定、そういう方策があるということで地域に投げかけたのかなっていうことも、こちらとしても情報がなし、あるいは難しい、どこまで係われるんだ。政教分離だ。それはもう基本的に認識してるんですよ。ただ先ほどはやんわり言ったんですが、以前に観光協会は機能してないとおっしゃったんです。当時の会長は引退されて今は亡くなられた方ですが、その方のお耳に入ったかどうかは確認はしてません。今、国の補助制度ではありますが、地域おこし協力隊員2人を配置してるし、役場職員も配置しているんです。そこは大変ありがたいことだと思います。そういう取り組みをされてるわけじゃないですか。観光協会も係わっていただいて、地域の財産、これ町の財産と言っても過言ではないと思います。そういうことを町長はもうすでに取り組んでるわけです。難しいことに取り組んでるわけです。町の観光スポットとして、振興局長が先月、議会主催の勉強会で資料として提示いただきましたが、自分もこれ見て驚いたんですけど平成28年度ですが、檜山管内の町別観光入り込み客数、江差町が34万6,000人、せたな町2番目なんです。22万9,000人、太田神社にスポットを当てて今日は質問してますが、町長の考え方一つで来年せたな町、そらのレストランでしただけ、せたな町を撮影場所とした映画が全国ロードショー決まりました。先ほど一次産業チャレンジ事業ということで、質問しましたがこの観光政策、ここにも先ほど答弁で繰り返している問題を解決して、もっともっと取り組んでいただければ、そういう考えが基本的にあれば、まだまだ可能性のある町だと思います。見て、食べて、泊まれる、先ほど観光協会の事業の中に太田神社を取り組んでいただいて、そういう事業展開をしてるという答弁がありましたけど、それも評価を受けてます。食べる前に夕日を見る。あの上から奥尻を眺め、綺麗な夕日を見るんでしょ。そのあとにせたなに泊まっていただけ。もしかしたら今、町で展開している、住んでみようかなというところに発展するかもしれないです。今日は太田神社に特化した維持管理ということで観点から質問していますが、観光政策という大きなくくりの中では、基本的に町長そういうところにも本気で取り組んでいただきたいという思いが、前にも増して私は強く思っています。見て、食べて、泊まれる、もしかしたら移住も可能性がある。観光政策という観点からこの太田神社の経路の改修ではありますが、最後に前向きな答弁を求め質問を終わります。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。まず観光協会の関係であります。現在しっかりと観光事業推進に取り組んでいるところでございまして、頑張っていたいただいているおかげで、議員おっしゃいました22万9,000人という入り込み客数となっていることだと理解をしていただきたいと思います。私も本気で取り組んでいるというふうに考えていただいて結構だと思います。太田神社の管理につきましては、先ほども言いましたように地域の氏子の皆さんが管理運営をしているというものでございまして、しかし氏子も高齢ではありますが、元気なうちは自分たちで守っていくというふうに言っておられます。しかしそういった時期が来たら町や観光協会

と相談をしたいと考えてるようでございますので、太田神社の観光については従来どおりの取り扱いをしてまいりたいということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 6番、榊田道廣議員。

○6番（榊田道廣君） 議長のお許しをいただきましたので先に提出してあります、せたな町の観光への取り組みということで質問させていただきます。

今、石原議員が太田神社についていろいろと質問をしましたがけれども、その続きという形になるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

町は地域活性化を進めるにあたり、いろいろな施策を講じ、町民の所得向上、生活安定に努力され魅力あるまちづくりに努めていることと思っております。

今年3月に出された第2次せたな町総合計画の基本計画の中に地域の魅力を産業の活力に変えるまちという目標があり、農林業、水産業、商工業、観光業それぞれの産業に対する施策目標が掲げられていますし、現在もそれぞれの分野で懸命な努力をされていることと思っております。しかし現代社会は一つの業種、産業だけで成り立つものではなく、ほかの産業との連携は欠かす事の出来ないものであり、今まで以上に強力に推し進めて行かなければならないものと考えます。現在観光産業は観光協会を中心に、それぞれの分野と連携し、さまざまな取り組みがなされ、町も積極的に支援していますが、わが町には、ほかの町に負けない全国的に有名な観光資源や地域資源が数多くあり、また話題性にも富んでいます。今後、地域の魅力を産業の活力に変える町という目標を全国に発信して行くうえで、町のあらゆる産業を一つの観光資源と捉え、一元的な戦略を立てることは町の活性化に繋がり、所得向上、生活安定に繋がるものと思っておりますが、今後町としてどのように取り組み、係わってゆくのか町長の所見をお伺いします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは榊田議員の質問にお答えをいたします。

町の観光振興への取り組みにつきましては、議員の質問でもありました第2次せたな町総合計画では、町内にある多彩な資源を観光振興にいかし、海外も含め広く情報を発信することで、交流人口の拡大に努めますというのを基本的な考え方としております。またその手段として、観光推進体制の充実、地域資源をいかした観光推進、観光関連施設や観光スポットの整備充実、受け入れ態勢を充実させ観光客を誘致、魅力的な観光情報の発信、交流を生み出すイベントの開催、特産品開発、商品の磨き上げ、販路拡大の推進、広域観光の推進を施策として掲げています。その中の観光推進体制の充実では、観光振興に関する取り組みは観光協会が中心となって、進めていくのを町が支援するとあります。観光に関わる職種というのは、飲食業、宿泊業のみならず製造業、運輸業など多岐にわたります。もちろん榊田議員のいう農林水産業も係わってきます。これらの関係するすべての業種、関係者、団体などと連携を図り、また有数な観光資源や地域資源の魅力を発信しながら、せたな町を売り込んで行くのが観光協会の重要な役割と考えております。町としましてもその役割の大きさと必要性を十分認識し、観光協会の事務局体制の強化を図るため、事務局長を派遣し、地域おこし協力隊を配置しております。榊田議員のおっしゃられる一元的な戦略で町の観光振興を推進していくのが観光協会だと考えております。年明けには、そのレストランというせたな町でほぼ撮影された映画が全国で公開されます。オフィスキューが企画

した映画の過去2作品と違い、せたな町という実名が使われております。せたな町の豊かな自然と、こだわりの海の幸山の幸が全国の映画館で放映されます。近年、農漁村地域において自然、文化、農林漁業とのふれあいを楽しむ滞在型の余暇活動、いわゆるグリーンツーリズムが農漁村地域において、国内の観光客のみならず外国人観光客の利用も増やしています。まさにこのたびのそらのレストランは、その可能性を感じさせる映画であると聞いております。しかしながら事業者があつてのことではありますが、タイミング良く今年度町では、商業チャレンジ等支援事業を創設しました。これを活用した新規事業へのチャレンジを期待するところです。そしてこの映画公開後に期待できる反響を逃すことなく、一過性に終わることのないように既存の観光資源と新たな観光資源、地域の魅力を効果的にマネジメントし、観光振興の舵取り役となることを期待していますし、町としましても全面的に支援してまいりたいと考えているところでございます。ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（菅原義幸君） 梶田議員。

○6番（梶田道廣君） 2回目の質問をさせていただきます。

町長は今、観光協会に非常に力を入れていただいて、支援してくださつてるといふような発言がされておりましたけれども、もう一歩進んだ支援をお願いしたいということもありまして、2回目の質問をさせていただきます。第2次総合計画の14ページに住民も期待している地域の食や滞在が楽しめる場を充実させ、観光交流の流れを増やしていくことが必要と書かれていますが、この食や滞在が楽しめるということが地域経済にとって、もっとも重要なことだと私は思っております。檜山振興局の発表では、平成28年度のせたな町日帰り客は20万9,800人、宿泊客は1万9,600人、29年度は日帰り客が21万1,700人、宿泊客が前年と同じ1万9,600人、宿泊客では日帰り客の約10分の1となつており、1月当たり平均しますと1万6,000人程度で、奥尻町の3万3,600人、江差町の2万1,000人には及びませんが、その1月当たりの数としては3番目の1,600人程度になっております。このデータを見て大切なことは、いかに今後、滞在型の観光客を増やすかということだと思ひます。せたな町には日本一厳しい参道持つ太田神社、日本一の奇岩親子熊岩、日本一広いパークゴルフ場、日本人初の女医、荻野吟子など日本一のすばらしい観光資源があり、さらに太田神社夕日ツアー、狩場山ツアーなど体験観光も盛んに行われています。新聞によりますと来年には観光ガイド協会の設立を目指すなど、今後の体験観光活動に期待されるところです。また先ほど町長もおっしゃつていましたけれども、来年には映画も全国で公開されるなど、せたな町の魅力は今以上に発信されるものと思ひますし、映画の聖地ということでもそういう意味でも観光客の入り込みは非常に期待できるものだと思ひますけれども、一過性の観光ではなく、やはり滞在といふような観光を目指すべきだろうと私は思ひます。これからの地域活性化を思うとき、現在の宿泊者数を1,600人を20%アップ、約2,000人といふふう目標に据えることこそ、旅館や民宿そして温泉ホテル、そしてあわび山荘など町内にある宿泊施設を今以上に活性化させることにつながり、地域資源である大変有望な農林水産品や商店の活力を高め、新たな雇用にもつながることと思ひます。先日の北海道新聞に、せたな町の人口8,000人を割るといふ大きなショックな記事が載つておりました。また2040年には4,000人を切ると試算されているとありましたが、こうした努

力こそが人口減少を食いとめる大変有効な方法だと思いますけれども、滞在型観光という視点から町長のお考えをもう一度伺います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。議員からは交流人口の中で宿泊者数が低いというようなことで、もっと滞在型の観光を目指すべきではないのかという話であったとお聞きをいたしました。我々もそういうことを当然目指しているところでございます。これは観光協会も含めてでございますが、そうしたためにどうしなければならないかということで、真剣に考えていると聞いております。先ほど例としてグリーンツーリズムの話をしていただきましたけれども、これはせたま町の観光資源と併せて、そうした宿泊の魅力、宿泊施設の魅力ということもしっかり考えていかなければならないと思うわけでありまして、グリーンツーリズムにあつては、現在せたま町におきましても農家の民宿、あるいは漁家の民宿などもやられておりまして、大変この宿泊者数も多いと伺っております。それはやはりそうした魅力があると思うわけございまして、宿泊施設それぞれの魅力をこれからも経営者の皆さんがしっかりと磨いて、この観光客の受け入れを進めていくということが大事ではないのかと考えているところでございます。いろいろ観光協会も取り組んでいる状況でございますので、町としてもしっかりと支援してまいりたいと考えておりますことで、ご理解いただきます。

○議長（菅原義幸君） 榊田議員。

○6番（榊田道廣君） 私は別にせたま町の宿泊滞在者が少ないというふうに言っているわけではありません。檜山管内で3番目であります。別に7町のうちで低いほうではないと思うんですけども、奥尻町が月平均で約2,800人、江差町が1,750人、これは平成29年度ですけども、そういう中で1,600なのがしという人数は決して低いものとは思いませんけれども、奥尻町は観光で結構有名な町ですけども、ここまでのものを望む訳ではありませんけれども、やはり町の活性化を望むときには、今よりも少なくとも20%ほど宿泊者を伸ばすということが最低限でも必要ではないのかと私自身は思っております。官公庁が進めています事業の中にDMOというものがあり、この事業に参加している町が道内にもいくつかあるようです。DMOとは地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同をしながら、観光地域づくりを実現実施するための機能を備えた法人ということを行いますけれども、近くでは知内町が今年の4月に、豊浦町では今年の7月に、さらに江差町では今年の10月に法人を設立しております。これらの町に設立の目的、意義をお尋ねしますと、いずれの町でも産業を観光資源と捉え一元的に発信し、町全体の活性化を目的ということで設立をされております。ある町の担当者は、私達は身近にある資源に気づかず、またその魅力に慣れ過ぎて見落とししている。これからはすべての産業を見直し、その魅力を全国にアピールすることで町の活性化に繋がりたいと話しておりました。豊浦町には3年前まで廃止が決まっていた無人駅、小幌駅があります。町民でさえ行くことのないこの駅が最近、日本一の秘境駅として鉄道マニアの間で人気が高まり、今年には既に1,485人も人が訪れ、駅を訪れた方を対象に秘境到達証明書を発行したり、噴火湾ホタテ養殖発祥の地として世界ホタテ釣り選手権など、いろいろなイベントを発信し地域資源の発掘と発信に力を入れてお

ります。知内町では北海道三大秘境として小谷石地区、江差町は日本一難しい江差追分、こういうものを積極的に発信しておりますけれども、せたな町には日本一と言われる資源のほかにも、数多く観光資源、農林水産資源、商工資源など、ほかの町と比べても決して引けを取らない資源がたくさんあります。私はDMOがすばらしいとか、または設立をすべきだと言っているわけでも、また思っているわけでもありませんけれども、今後は町として魅力ある地域資源をどのように生かし、推し進めるかということでは参考になるのかなと思っています。2回目の質問でも言いましたけれども、すべての産業をまとめ活性化させ、生活の安定向上のためにも滞在型観光を柱の一つに据えて、今まで以上に取り組む必要があり、今後の観光客受け入れ体制を充実させるべきと思っておりますので、先ほどもご答弁いただきましたけれども、重ねてもう一度、答弁をお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 3回目の質問にお答えをさせていただきます。議員DMOのお話をいたしました。DESTINATION・MANAGEMENT・ORGANIZATIONの略でございますが、これは、観光物件、自然、食、芸術、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域作りを行う法人のことでございます。こうしたことにつきましては、観光協会でも法人化等含め、組織体制のあり方について協議をしているようでございます。法人化にしろ、DMOにしろ、現在の観光協会の構成員が中心になるということでございます。観光協会を組織している皆さん方が、こうしたことに積極的に取り組んでいただけるように期待をしているところでございます。町としましても、そうした動きにつきましては積極的に支援してまいりたいと考えていることで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 開会から1時間以上が経過いたしました。ここで10分間休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○議長（菅原義幸君） それでは休憩を解きまして会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

○議長（菅原義幸君） 10番、大野一男議員。

○10番（大野一男君） 議長より発言の許しがございましたので、町長に1問質問させていただきます。

漁業担い手確保に向けた取組みについて町長に見解をお伺いいたします。せたな町において、漁業後継者をどう育て、確保していくかは、待ったなしの大きな課題となっております。将来、子供達が漁業を家業として継いでいくことは最も望む姿でもあります。しかし現状は、少子化も相まってなかなか厳しい状況にあり、現実として受け止めなければならない実態にもあると思います。

一方近年、漁業を生業として取組み、就業したいとする人々も多くいるとお聞きをしております。こうした町外から漁業に取組み就業したいとする人々をいかに取込み、せたな町に定住を図って行くか、また町内での家業としての後継者も含め、漁業後継者をどう育成していくか、まさに命題であります。町内での漁業後継者、町外からの漁業就業希望者等の担い手確保に向けた取り組みとして、せたな町の漁業後継者育成支援の方策をもっと具体的に掲げ、打ち出し、積極的に町内、町外に広く広報、PRを行い、周知、関心を図り、ひとりでも多くの後継者育成確保に繋げていくことが肝要であると考えます。せたな町の漁業の後継者育成は、地域を支える基幹産業の育成、発展のみならず、地域社会形成の維持、隆盛、衰退の根幹にかかわる大きな課題でもあります。漁業チャレンジ等支援事業での新規就業者支援事業の活用、北海道漁業就業支援協議会などとの機関と連携した事業も実績を上げてきていますとお聞きをしました。こうした支援事業の活用や機関との連携を踏まえ、今後の取り組み方針も示し積極的に働きかけ、更なる成果を目指し、推し進めていかなければならないと考えます。漁業担い手確保に向けた取り組みについて、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 大野議員の質問にお答えします。

漁業における担い手の確保については、漁業収入が低迷している状況にあることから、新たな就業に繋がりにくい環境にあるものの、漁業振興策と併せて並行して取り組んでいかなければならない重要な課題と認識をしております。これまで北海道漁業就業支援協議会事業の活用や、新たな担い手に対しては産業担い手奨励金の交付、定年後就業者に対しては漁業チャレンジ等支援事業など、支援を行ってきたところでありますが、更なる就業を呼び込むためには、関係機関が一体となった受入に向け、現在の環境を整えていく必要があると感じております。現在、町内においては、各地域における漁業権の行使規則や漁業部会の取り決めにより、新たな漁業者が数年間、操業出来ない魚種も多く、その中には、基本的収入となるウニなどの前浜資源も含まれている状況です。町としても操業のあり方については、担い手を呼び込む施策の検討や環境づくりの土台となることから、漁協と協議を進めてきており、一部の地区では、見直しが行われたものの、現在も就業後5年間は実質一本釣り漁業しか出来ない地区もあるなど、担い手を呼び込むには、まだまだ課題が多い状況となっております。これらの操業ルールについては、資源管理や資源増殖に係る負担の公平性などを基に、漁協や漁業者により設定されているため、尊重しなければならない内容ではありますが、まずは関係機関や漁業者とともに丁寧な議論を重ねて改善を図るなど、担い手を呼び込む土台作りを一体となってい、これが整った段階において収入面、住居面におけるサポート体制のあり方や漁協、漁業者と連携した技術面での指導体制など、担い手確保へ向けた施策の展開や受入環境の更なる整備に繋げていきたいと考えていることで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○10番（大野一男君） 再質問させていただきます。

町長から今縷々答弁をいただきました。今の町長の答弁を聞いても、担い手育成について町がこういった施策を展開してるといったようなものが、私にはそうだというような共鳴をするよう

なものが伝わってこないんです。なぜ今日こういう質問したかというのは、いわゆるそういうことがどうも町内、町外にきちんと発信されてるんだろうかと、そういう糸口、手がかりといたしますか、入口はどうも見えていないということが、私の中にあるものですから今日こういう質問をさせていただきました。町の総合計画、執行方針等を私も見させていただきました。町の総合計画には、施策として漁業後継者の育成や担い手の確保に努めます。現状の状況認識としては、地域の漁獲高が減少傾向にある中、新規就業者が少ない状況ですが、新規就業者、漁業者などの担い手の確保に努めます。今後必要なこととして、漁業者の高齢化や減少が続いてる中、更なる担い手確保が必要である。取り組む内容としては、産業担い手奨励金制度による支援、北海道漁業就業者促進協議会と連携した支援というのが付記されているわけです。今の町長の発言の中で、その漁業の実態が経営的に厳しい。収入面でも非常に難しいところがある。北海道4海区ありますが、押しなべてこの日本海の漁業取得というのは、他から見ても非常に低いというのはデータでも出てます。そういったものを改善するために、今町長おっしゃったように養殖事業の振興であるとか、さらなるさまざまな漁業経営のあり方等について、日本海漁業振興であるとか、先ほどの同僚議員からも発言ありましたが、漁業チャレンジ事業等、日本海振興に向けてもっと所得を上げて、今の浜の漁師の方が安定経営をしていく、そして魅力ある市場、職場になるということに向けて、一生懸命さまざまな政策を相容れて、前に進めていこうということは町長も認識されていると思います。今の町長の答弁を聞きますと先ほども言いましたが、私はかなり深刻な大きな問題であると捉えるんです。それは地方創生や人口問題の観点からもどんどん地域が衰退していくということからも、深刻な問題であるという認識をしています。その取り組みの姿勢が先ほども言いましたが見えてこない。歯がゆい所が非常に感じられます。もっと積極的に町がむしる仕掛けていくという姿勢が望まれると思います。PRしていくことが必要ではないかと考えております。漁業の担い手育成に伴うさまざまな事業は、現在、国、北海道、市町村それぞれ棲み分けをして行政を行なっているということがありますが、担い手の育成確保の施策として北海道は、優れた漁業後継者の育成確保を目指し、北海道漁業研修所において実践的な研修を実施しています。また先ほど来ている漁業の新規就労への促進や就業者の就労安定を図り固めるための北海道漁業就業支援協議会に北海道は支援し、ここにさまざまな事業を行なっている。その一つの例としてこの協議会が北海道漁業就業支援フェアというものを札幌市で開催して、いわゆる就業希望者、漁師になりたいという方と、地元で漁師をやりたい、漁業に従事したい人のという受け入れ漁業者との間でマッチングをして、そういう状況の推進を図っているという実態があります。町村は今年30年の実績例ですが、32市町村で行なってるということですが、新規漁業就業者に対して、先ほど町長から出てましたが漁業就労奨励金、あるいは漁業研修助成金、それから住宅の確保支援などをして町に漁業をしたいという方への具体的な支援をしているということです。それから漁師になるにはさまざまな課題があります。町長も今縷々述べておられましたが、まず漁師になりたいという本人であります、漁師として経験を積んでいくこと。それから、漁村という地域に馴染んでいくということ。それから漁業協同組合の会員となる要件を満たすこと。この組合とならなければいわゆる漁業権というものも得ることができないという関連があるとお聞きしています。そのためには相当な漁業経験を積まなければならないということが

あります。それから漁業種類によって必要な免許を取得するという必要が出てくるわけです。こういったものを地元の受け皿として地元の関係者等で構成する地域漁業就業対策協議会を設立して、そういった環境整備をしましょうということが進められているとお聞きをしました。当町においても、この地域漁業就業対策協議会関係者機関をしっかりと立ち上げて、受け皿作りをぜひ進めていただきたい。それからもう一つ大きな課題は漁業船舶などの資格を取る必要があるということになります。これは漁師になるための養成施設で技術を取得するわけですが、現在、近々では鹿部町に全寮制の道立漁業研修所があります。ここで研修を受けますと漁船の操縦、海上特殊無線、小型クレーン、フォークリフト、玉かけ技能、ロープワークなどの技術を習得できる。終了時には資格免許等の取得も可能であるということです。それからもう一つは、次世代を担う子供達への対応です。次世代を担う子供達、小学校、中学生には教育現場において食育等の授業の中で、地元の食産物、魚を食べて、せたなの海にはこれだけの漁獲類があります、こういう美味しい食材がありますといった、食を通して地域に関心を持っていただく。そして実際にその漁師の漁をする姿も実体験をして、地元の基幹産業である漁業に対する関心を培っていくという、こういう広範のもとでの学校教育、食育も一つの大きな例であります、そういう実態があります。また漁業士という資格があるわけです。この漁業士を取った方々が高校生に対して漁村の実態をアピールしようということで、出前講座を実施してるという事例もあります。Uターン、Iターンの方々にもそういったことでPRをしていくということで、ぜひそういった形の今後の対応が必要ではないかと考えております。このように町、道の担い手育成に向けた施策を連携して、新規漁業就業希望者と地元漁協とを結びつけて、更なる事業推進を図る仲介役、調整役として取り組んでいることが、町の仕事であり大いにこういったことをPRしていくことも求められていると思います。今後の町の姿勢を再度お聞かせいただきたいと思います。また漁師になるための今、幾つかの課題も紹介させていただきましたが、こうしたことに対しての積極的な支援をしていくという姿勢を具体的に示して、そういう漁業希望者に対して、せたな町で漁業就業する時のさまざまな要件をぜひPRをしていただきたい。それから次世代を担う子供達、高校生の対応についても、今紹介したようなことをしっかり取り組んで、更なる担い手育成についての政策、方策をわかりやすく町民の目できちんと確認できるような、あるいは町のホームページもあります。町民だよりもあります。特に町のホームページなどにも、そういった仕様等もしっかり載せていただいて、町外、町内にせたな町の漁業者担い手の方策を発信して一人でも多くの担い手育成に努めるんだという姿勢を大いに全面に押し出していきたいと思いますが、町長の再答弁をお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

まず現在の檜山漁協瀬棚支所、大成支所、貝取潤支所の組合員の状況であります、大変、高齢化してきている。例えば大成支所におきましては平均年齢が69.2歳、瀬棚支所65.1歳、貝取潤支所63.4歳ということで、漁業者の就業者組合員数も年々減少の一途を辿っているということからすると、議員おっしゃられるように担い手の確保ということにつきましては、大変大切な課題と言わざるを得ないと思います。町といたしましても、そうしたことを受けましてい

ろいろと担い手確保に対する対策を取っているところでございます。これまでの就業奨励金交付状況をお知らせしたいと思いますが、瀬棚支所ではUターンが4名、新学卒者3名、新規就業者1名の合計8名、貝取澗支所におきましては新学卒者1名、漁業研修者1名の合計2名、大成支所ではゼロという状況になっております。いずれにしましても漁業に携わって生活が維持できるということが、この担い手と呼び込むための1番の課題ということだと認識をしております。先ほども申し上げましたが、地域によっては5年間も前浜の漁ができない、一本釣りしかできないという状況があるようでございますし、また他の地域においても1年間、あるいはいろいろな条件があるということで、なかなかこのことによって新たな担い手の確保を呼び込む障害になっていると考えているところでございます。例えばの話であります、農業においては、担い手対策協議会という組織を設立して、新たな担い手の確保に農協、農業者が自ら条件整備に取り組んでいるという先進事例もございまして、また漁業におきましても全道での先進事例を紹介させていただければ、例えば、担い手対策を行なっている地域であります、組合員になった段階で、ウニ、昆布、ナマコなどの主要魚種の採捕が可能で、漁業者が率先して技術指導を行う。収益不足分の補填は人手が足りない漁業者の作業員として漁業者が雇用してサポートするなど、漁協や漁業者の意識が高いという状況にあるわけでございます。町としまして、こうした状況を打開するため担当課が、そのことに現在、積極的に取り組んでいる状況でございます。こうした努力を少しずつ重ねながら、しっかりと担い手対策が機能するように実績が成果を上げれるように、我々としても、これからも取り組んでまいりたいということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○10番（大野一男君） 最後の質問をさせていただきます。

町長の今の答弁、今の浜の状況にもいろいろ気にした部分があるんだという発言でした。ある意味、古い風習といいますか、慣習といいますか、そういうものが新規の就労する漁業者に対して非常に壁になってるという部分があるのかというお話でしたが、そういうことも今、新しい漁業体系の中で進めていこうという機運があるわけですから、ぜひそういうものの解消に向けて今、農業の例も出されましたけれども、いわゆる漁業者各自が先ほど言いました協議体を速やかに立ち上げてそういった受け皿を作っていく。その指導もやはり町が積極的に中に入って、進めていく話だろうと聞いております。当然、後継として、あるいは子供達に跡を継いでいくということになれば、漁業形態として、経営としてどうなのかということの心配が先に立つのは当然であります。今、長磯地区においても若い漁師の方々が日本海漁業振興の資金を活用してホタテの養殖であるとか、あるいはサケの定置網であるとか、従来なかなか進まなかった事業にチャレンジをしております。また蝦夷鮑華といったようなアワビのブランド化を作って、さまざまところに売り込みをしてる。先般、ウニとアワビのミルフィーユというものを今開発しているんだという話も聞きました。そういう先進的に町内の漁業者も少ないとはいえ、若手が中心になって何とか漁業を盛り上げてやっていこうという機運があるわけですから、そういった中で、やはり今の後継者を作っていく、町外からも積極的にそういう漁業を生業として営んでいきたいというものがいるのであれば、ぜひマッチングをして1人でも多くこの町に残って漁業を継いでいくという形を作っていかなければならないと思うんです。先ほどの同僚議員の発言にもありましたが、1

2月4日の道新にせたな町の人口8,000人を割るといふ、大変ショッキングな記事が載っておりました。先ほど来、私、一般質問の冒頭に言いましたが、この基幹産業しっかり守っていくということをしなければ、地域が衰退していくと地域の崩壊にもつながりかねないという状況との背中合わせと言いますか、裏表だと思うんです。単に後継者を云々ということだけではなくて、その地域がこれからも存続をし、しっかりと発展をしていくという土台になるということもしっかり意識付けをしながら、この政策は大きな課題を含んでると思います。町長そういった視点でもう一度、確固たる信念を表明していただいて、最重要課題として取組んでいく必要があるんだということをしかりと意思表示していただいて、町を挙げてこの呼び込みに一生懸命尽くしていくんだという姿勢をもう一度示していただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） この問題につきましては大変重要な課題と私は我々も受け止めております。この担い手問題を解決するためには、町も漁協も漁業者、この三者が一体となって取組まなければならない課題と受け止めております。町も今しっかりと取組んでいるところでありますが、さらにまた今以上に力をいれて取組んでまいりたいと考えているところでございます。議員の方からも浜の受け入れ態勢の整備の必要性につきまして説いていただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。いずれにしましてもこの三者が一体となって成果が上がるように知恵を絞っていかねなければならないと思っておりますので、しっかりやらせていただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員にご相談を申し上げます。午前中、あと17分ですがどうします。

○8番（真柄克紀君） もしルール上許されるのであれば、2問目であれば最初にやらせていただければ、そういう形にはできるものなのかどうか含めて、2問目は時間的にはギリギリ可能かと。

○議長（菅原義幸君） それでは皆さんよろしければ、特例の扱いで2問目を先に。

○8番（真柄克紀君） 特例ということはルール上はダメということですか。

○議長（菅原義幸君） ルールはありません。慣例でそのようにしています。

真柄克紀議員。

○8番（真柄克紀君） それでは定例会、今日高齢者大学の皆様も熱心にお勉強されておりますので、たまたまということではございませんが、敬老会に対する現在の町長の認識と、それから敬老会を含めたいわゆる老人福祉政策としての敬老会、これらについての現状認識また今後の取り進めについて若干お話しさせていただきたいと思っております。

今年度も当初予算で約250万円、それで町内各種の地域ボランティア、また実行委員会、それになにより職員担当者、それぞれが何度も議論を重ね知恵を出し合って、その結果としてそれぞれの地区で盛大に敬老会が開催され、私達は多くの先輩にいろいろな意味で敬意を表すことができたとも私も認識しております。ただ担当課に若干数字をお聞きしましたところ、本年度の町内全敬老対象者、2,089名、町内全出席者727名、参加率35%、区別に見ますと北檜山区1,062人、出席者401人、38%、大成区530人、出席者154人、29%、瀬棚区、

対象者497人、出席者172人、34%、これがここ数年、皆様の協力をいただいて実行している敬老会の出席者の実態でございます。この数字が多いのかどうかということになりますと、それぞれの立場で考え方に違いがあると思いますが、私も一般の高齢の方々何人かからお聞きしたところいろいろな事情がある。しかし戦後ずっと続いてきているこのような敬老会が現在より、もう10年後、5年後さらに高齢化が進む中で、本当に持続可能、なおかつこの政策的なものからいきますと、やはり出席率30%台というのは果たしていかがなものかと。町長も高齢者を労わるという意味で今までもずっと継続してきていることに関しては、私もそうだと思いますが、こういう町の環境になってきたときに、すぐに敬老会をどうこうするということは別にしても、やはり1回一考する時期にきてるのではないかと私は考えます。それで多くの方々、高齢者の方々にお聞きしたところ、やはりそういう集まりでなくともっと違う形での老人福祉、そういう時代に来てるんじゃないか。そういう声も参加されない方々の一方では多くの声、これも事実でございます。また中には夫婦でありながら、ご主人は行くけど私は体調が、足が悪いので皆さんの前には行くわけにはいかない。やっぱりこういう形の中で非常にこの戦後続いてきた、始まりは本当に何%かの方々の高齢者をきちんと皆さんで大事に敬老する。そういう事業で展開してきたんですが、いかんせんこの高齢化、また北檜山の実行委員会の反省会の中でも、もう実行委員会自体がなかなかこれを受け皿として機能する時期に来てないのではないかと。そういう役員からの反省会での指摘も実行委員会ではしてございました。そんな観点からいって、この敬老会を含めた老人福祉政策、一つの検討する時期に来てるんじゃないかと考えますが、これについて、まず町長の現状の考え方と将来に向けての考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 真柄議員のご質問にお答えします。

敬老会は、長年にわたり地域社会の発展に貢献されてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うため75歳以上の方々をご招待しております。地域の女性会や町内会の多大なる協力のもとに、手作り料理や余興を行い、出席いただいた皆さんには、有意義な1日を過ごしていただけたのではないかと考えているところであります。議員ご質問の現在の敬老会のあり方について検討する時期ではないのかとのことでありますが、敬老会は高齢者の長寿を祝う場としての役割は勿論のこと、家から出る機会が少なく、引きこもりがちの方が外出するきっかけでもあり、久しぶりに友人と会える場となっており、敬老会を楽しみにしている方も多いというお話も聞いております。このように敬老会によって、人と人とのつながりが生まれ、引きこもり予防にもなっていることから、その開催意義は大きいと考えています。しかしながら協力していただけるボランティア不足などで、敬老会を開催することが出来なかった地域もあり、今後、他の地域においても問題となるのが想定されます。敬老会は協力員なしには開催できるものではないと考えておりますので、協力団体とも相談させていただきながら、どんな方法で高齢者の長寿を祝うことが最善であるか、じっくりと検討させていただきたいと考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 今、町長おっしゃるように私も敬老会に来られる方々の楽しみ含めた中で、それに関しては十分に理解してますし、その北檜山区の場にいましたけど大変楽しんでいら

っしゃった、これも確認してございます。ただ町長、数年前の予算委員会でも同じこと私話してるんです。やはりもう見直し等含めた時期、あとで議事録見てもらえればわかりますけど、私が言いたいことは、じゃそれからそういうことを含めた中で、今後の老後福祉政策という中で敬老会について議論をしたことがあるのか。多分ないと思います。だから担当課も毎年ついてる予算の中で進めていくのが当たり前という形で考えているんだと思います。今年度の予算、これ最終精査したら幾らになっているかわかりませんが、当初予算250万、これ出席者1人当たり換算すると大体3,500円、出席した方の金額でいくと。それで全員の計算でいくと1人1,000幾らとなるわけです。そういう形の中で考えていったときに、私が言いたいのは、それじゃ参加する方と参加しない方、参加することに対するある意味での報奨金と言うのかわかりませんが、そういうことを含めて果たして今の時代になって本当にこれ福祉政策として平等なのかという疑問は私は今も感じております。ですから町長今までそういう検討してくださって残念ながらあまりいないと思いますので、ぜひこれを機会に来年、再来年に向けて担当課も含めて真剣に1回、老人福祉政策としてどうなのかということを考えていただきたい。それと先ほど言ったように30%前後の出席率というのが、本当にこれがいかななものか。そしてなおかつ今ボランティアやってる方々の中でも、もう私次対象者だ、そのあとの後釜どうするんだという問題は切実でございます。その辺も含めて担当課と一緒にやはりきちっと来年度に向けて検討する場を作っていただきたい、そのように考えます。

それとこういう形とまた違う形の中で、老人福祉の福祉政策の中でお年寄りを労わる政策、敬老会はやらないけど、全戸の高齢者の家庭に、こういう厨房のガス、ようするに釜戸そういう火を焚くところに、突然シュッと吹き出す消火器、これを全戸に老人福祉政策として配布すると、そういう予算で今いうところの高齢者に対する安心安全を確保する。そういう自治体も出てくるわけです。これは新潟県の実際にある自治体ですけど、私はその福祉政策の予算の中で、そういう形の中で展開していくことの方が、逆に言うと高齢者に対する本当の意味での思いやりという形にもなるのではないかなという非常にその施策を見て感じました。ですからすぐ来年どうこうという形じゃないにしても、こういう形の中で敬老会のあり方であればそういうものはまた別の形のその有志という形の中で扱うにしても、福祉政策のあり方を限られた財源の中でどのように展開していくか。これは私いい機会だと思うので、町長ぜひ取組んでいただきたいし、その辺について予算委員会が出たものは1回きちんと研究してみてもらいたい。そういう形の中であれば毎年、毎年時期がきたら結果的に実行委員会招集して、またやりましょうという形でいつまでもいけるものではないと思いますので、それと先ほど言ったところの違う形の福祉政策がかえって全体に公平なサービスを提供できるということもございますので、その辺についてどう考えるか、再度お伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

敬老会の問題につきましては、現在こうして長年続けてきているところでございますが、今のままで良いということではないと思っております。どういった形にしていくのが一番いいのかということは常に考えていかなければならないと感じております。出席率の問題もございしますが、

今現在の敬老会を多少なりとも変えていくということになれば、参加されている高齢者の皆さんや協力していただいている町内会、あるいは女性部の皆さんなど幅広くご意見を聞きながら、この見直しについて検討していくべきだろうと思っております。議員も急がないでじっくりという話もございましたので、来年の敬老会の時点にでも実行委員会が開催されますので、そういった折にでも、十分そうした意見を聴取しながら、お聞かせいただきながら改善する必要があるれば進めていきたいということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 町長、私お願いしているのは、そういう集まりを来年の時期まで待つんじゃなくて、早く1回、もう1回実行委員会にも集まってもらって、全体の分析をしてみるとか、そういうことからいかなかったらあつという間に1年経つんです。それでもう一つ答えてませんけど、そういうのと違う形の福祉政策として住民サービス、先ほど言いましたように本当に火の元が心配だと、歳を取ればとるほど心配なんで、そういう火元が上がった途端に、一瞬で消化するそういうものをきちんと75歳以上の高齢の方々に配布する。そういう政策のことを私言っているんですけど、そういう方向にも切り替えていかないとならない時代になってくるんじゃないですかということで私お伺いしているんです。それとぜひ実行委員会については、受ける方もぎりぎりじゃ困るんです。やはり早目に1回、来年に向けた話をして、その中で町内会役員も4月には変わるわけですから、町長さっきの話だと必要だと、変えていかないとないと言いながら、焦ることはないんだよというのは、その辺うまく使い分けしてるけど、やっぱり真剣になって取り組まないと、時間はあつという間に経つ、高齢化率もさらに進みます。今日来ている高齢者大学の方々も皆さん敬老会に参加してます。私も大変楽しみであるし、別にダメだなんて一言も言ってないです。ただ如何せんすべての面で限りある人材、財源等の中でより高齢者の方々にこれはという形の福祉政策というものに切り替えて行く時期があるのではないかとということで敬老会を一つのきっかけとして、そういう考え方を、ぜひスピーディーに進めていただきたいということで、私も申してあるつもりでございますので、その辺につきまして再度、答弁をお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 議員の質問の中でこういった問題をじっくりと検討する時期に来てるとこういうことから、じっくりと検討させていただきたいと申し上げておりますので、誤解いただかないようにと思っております。いずれにしましても今のガスの消火の器具の関係の話もされましたが、高齢者福祉の事業としてはいろいろございます。敬老会もその一つでございますのでいろいろな観点からこうした検討はしていかなければならないものと考えておりますが、こと敬老会の部分につきましては、やはりこれまでたくさんの皆さん方のご協力の下に実施されているということでもございますし、また参加されている皆さん方は楽しみにしておられるということもございますので、その辺はやはり慎重に検討しなければならない。ならざるを得ないと思っております。いずれにしましても全員の皆さんが本当に満足できるということが、1番の目的でございますが、しかしそうでなくても大多数の皆さんが、これでよしというところはどこなのかということについて、十分検討する必要があるだろうと議員のお話を聞きながら、そういう思いをい

たしたところでございますので、しっかり、じっくりと検討させていただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 以上もちまして、午前中の一般質問を終わります。

ただいまから昼食休憩に入ります。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分

○議長（菅原義幸君） それでは休憩を解きまして会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

8番、真柄議員。

○8番（真柄克紀君） それでは2問目ということで質問させていただきます。先ほど来、同僚議員から大変前向きな前浜振興、また観光振興、漁業振興と将来の後継者対策含めて質問がありました。すべてがそのとおりだと私、思いましたけれども、町長私の提出した案件に対して直接お問い合わせはございませんでしたけれども、これはちょっと表現の仕方によっては町長の考えと一致するかわかりません。ただ出来ればこの議論を通して共通の認識を持つことが最終的には私は町の将来を考える一手になるのではないかと考えて質問いたしますので、そういうことを含みおきの上、答弁願いたいと思っております。

今年度の執行方針、せたな町人口ビジョン、せたな町創生総合計画のもとに展開されてございます。大変ニュースが大きかったということで、先ほど来、同僚議員からも8,000人を割り込んだという指摘がございました。合併から町長は常に3区の均等な発展及びサービス提供を基本としてまちづくりを進めて行くんだとおっしゃっておりました。多分、現在もそのように考えておられると思いますが、その基本的理念に対して、これから町長はどのような形でそれを実現し、住民のニーズに答えていくのか。その辺につきましても、あとでお伺いしたいと思います。私は同じ人口の減少データの中でせたな町の2040年のこれはちょっと特化してますけど若年女性人口変化率というデータがございます。これは国立社会保障人口問題研究所の推計という形で、平成25年に発表されておりますが、なぜこの数字に私注目したかといいますと、ご案内とおり、1番将来の担う子供達の中心となる若年若手人口変更率、せたな町におきましては、2040年でマイナス75.8%これは2010年の総人口9,590人に対して2010年では若年女性人口726名でした。それが今言う40年の推計によりますと総人口は3,922人、そして若年女性人口は176名、減少率75.8%という数字が示されてございます。これはせたな町だけでなく全国の市町村すべてが載ってございます。参考までにお話しますと檜山の中では江差町がマイナス76.4%、総人口で3,835人、これも大変な数字でございます。ちなみに隣町の今金町、大変特筆するべきだと思うんですが、これがマイナス42.9%、この数字の差をどうこういう形ではございますが、現状としてはそういう形の数字が示されてございます。せたな町の第2次総合計画の中、これは20年後ですから、中では10年後までの想定人口示されておりますが、これが6,500人となっております。しかしよく見ますとこれは統計結果に50

0人を上乗せした努力目標数値であるというふうには、きちっと説明といえますか、そういう形の上での根拠だよということになっております。ですからこの総合計画もきちんと読まないで、そういう数字が先走りしてまだそのぐらいの感じかというふうにも捉えられる危険性もあるなどと思いながら総合計画読んでみたけど、そういうことから考えると実際は10年後5,000人台もあり得るといふ形の数字でございます。そして先ほどからいろいろな方々がいろいろな案、いろいろな政策を提言して何とかその町の勢いというものきちっと維持していかないとないという。その努力及びその理念は大変大事だと思うんですが、現実問題としては、この数字、こういう全国のこういう数字の実態の下に今、全国各地で町長は今回の動向を見ましても、先月あたりは半分近く道外、それから全国に出向いていろいろな情報を共有し、なおかつ認識してるので私が言うまでもないと思いますが、いよいよ自治体において行政のすべての分野でのコンパクト化、これを図らなければ町自体の存続は大変難しいですよという形の動きが各地でなされております。そこで私は町長にお聞きしますが、公、民が連携して町民が必要とするサービスを自立可能、継続可能な形で成り立たせることが地域存続の原点であり、そのため行政の多方面へのコンパクト化に速やかな取り組みが求められという指摘がされておりますし、私もそのとおりだと思います。大変これはある意味ではつらい選択なんですが、そういう形の行政のコンパクト化、すべての面について行わざるを得ない。このコンパクトシティという研究会で出してる実践ガイドによっても、これはもう保健福祉から教育まですべての行政分野でのコンパクト化を今から考えていかないと、本当に町の存続にかかわるといふ指摘がなされ、各自治体のいろいろな例が上がっておりますが、それはともかくとして、この10年間の中でいかに早くその問題意識を共有して行動に移さなければならない、そういう町の実態だと思いますが、私は今までも病院の方でもいろいろなコンパクト化、統合を含めた形でそれもひとつのコンパクト化だと思っておりますが、そういう必要性も訴えてございます。そういうのを含めて今40年後を多分いろいろな手立てを講じたとしても、相当にこの厳しい数字に近づきざるを得ない当町の町長としてどのように考え、またこのコンパクト化についてどのような考えをお持ちか、まずお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは真柄議員のコンパクトなまちづくりへの取り組みについてということのご質問にお答えします。

合併時の3区の均等な発展及びサービス提供を基本とするという考え方についてですが、基本的には現在もその考えは変わっておりません。3区の均等な発展につきましては、せたま町の発展がそれぞれの区の発展にもつながりますので、産業の振興など、これまでどおり地域経済を支える基幹産業として引き続き支援を続けていきますし、地域事情にも配慮し可能な限り努力してまいりたいと考えております。また均等なサービス提供につきましても、当然のことながら3区どこで暮らしていても均等なサービスが提供できるよう、これまでと変わらない対応をし、いつまでも健康に暮らせる、誰もが便利さを実感できるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に行政の多方面へのコンパクト化への速やかな取り組みが求められるとされていることについては、元岩手県知事で総務大臣も歴任した増田寛也氏の著書、地方消滅の中の一文かと思いま

すが、せたな町においては、これまで第2次行政改革大綱の継続的な行政改革の推進、安定財政への改革、住民との情報共有及び協働体制の確立という3つの基本方針により、事務事業の見直し、組織、機構の見直し、定員管理と給与の適正化、財政運営の適正化、補助金等の整理、合理化などに取り組み行政コストの削減を図り、効率的な行財政運営に努めてまいりました。

今後においても、交付税の一本算定などに対応するために、総合計画に基づき行政改革大綱などの計画を見直し、多様化する行政ニーズ、課題に対応可能な行政組織と費用対効果や優先性を踏まえた事務事業全般のより一層の見直しを引き続き行い、新たな広域連携の検討を行い、健全な財政運営に努め、さらなる行政執行の効率化により持続可能な自治体経営をめざし、限られた財源で大きな効果を生み出す行財政運営に努めてまいりたいと考えております。前段、後段のご質問いずれにいたしましても、時代の潮流と総合的な課題を踏まえた上で、町が目指す姿を示した町の総合計画に基づき、現状と課題を整理、見直しをしながら人口規模に合った、身の丈にあった行政運営を行っていききたいと考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 今の町長の答弁、今までもずっと何度も聞いておりますし、この総合計画の中でもおっしゃるとおり、行財政改革を進め身の丈にあった形での行政サービスを進めていく。それはそのとおりだと私も思います。しかしながら何度もいろいろな形の中でお話をさせていただいておりますけど、例えばこの10年の中であれば、一つは、いろいろな観光資源としての宿泊施設の問題、またある面では近々の雅荘の問題と、この10数年の運営の中で、やはり今もうこの町の情勢からいって対応できないでいろいろと残念ながら、そのサービスを停止せざるを得ないような形がもう表れてきてるわけです。これは町長は、例えば雅の例にしてもそれは恵福会の問題で町の問題ではないという言い方をするかどうかわかりませんが、私は行政全体のいろいろな行政コスト、それはもう限界に来てるんじゃないか、今の町の身の丈にあったといった。そういうことからいったら、で当町だけでなくほかの町でもそういう現象が現れるということでコンパクトなまちづくりに対して真剣に取り組むという動きが出てきてるわけです。私は今町長の言ったその言葉より、もう一歩進んで具体的にそういう取り組みをする気があるかどうかということで私はお聞きしてございます。この第2次せたな町総合計画を見ますと、この目標数値、10年後、本当にこういう数値、前に基金の話でもさせていただきましたけど、これをある程度信じながらで、今このままの形の中で、今の政策の中で本当に町が生き残れるのか。その辺については、私は町長としても今まで以上の危機管理の中で、これに真剣に取り組む時期が来るんじゃないかと感じていただきたくて、私は質問してございます。先ほど1回目の質問では今まで答弁と同じように総括的に健全経営のための話がありましたけど、これは毎年の予算執行方針に書かれてることと同じ内容でございます。ただ私は今一歩進んで、このコンパクトなまちづくりということをきちんと考える時期だけでなく、そういう一つのシステム等を作って真剣に取り組まなければ、10年後どうあれいろいろな知恵を出すというものを、このきちんと示された数字とはそんなに違うものではないと思うし、やっぱり子供さんを育てていく若年女性が本当にこれだけ減っていくと町の存続にかかわる問題ですので、そのコンパクト化と行政改革について、再度、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

合併後14年が経過しておりますが、私としてはこれまで真剣にそうした行政コストの削減等に取り組んでまいりました。その成果としてご承知のとおり起債残高の削減、あるいは基金の積み増し、さらにはさまざまな福祉から教育、産業振興に至るまでの政策の充実をしてきたところでございます。これからも当然、人口規模に合ったそうした行財政運営のあり方について、真剣に議論をしながら取り組んでまいりたいと考えているところであります。その一つとして先ほど議員もおっしゃいましたように第2次町の総合計画であります。これは人口6,500人を頭に置きながら、さまざまな計画を練り上げたところでございます。いずれにいたしましても、人口規模、あるいは財政規模に見合った、そうした町の組織のあり方、サービス等につきましてこれからも真剣に考えて実行していかなければならないと考えておりますことで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 町長は町政運営に大変自身があるということなのか、このコンパクト化という言葉に対しては、2回質問しても一度も触れてくださいません。そんな必要がない今のままでいいと言うのであればそれはそれで構わないですが、私は先ほど言うように今の展開施策ダメなんて一言も言ってないです。今、続けていっても相当厳しい状態に陥るんじゃないかということから考え、じゃ町長さっき言ったけど10年後の6,500人という希望的数字を、それを基礎にしてやるとなったら、その時点でもうずれてくる可能性ってあるんです。それより現実の中でこの10年後をどのぐらいの形のまちづくりをしていくかということは、またいろいろ案はあるのでしょけれども、そういう中でできることであれば各地の自治体で早急にできてきております。自治体シンクタンクという考え方です。これは今のこのコンパクトな行政運営のためには、今の組織、当然今の役場組織は大事だけれども、その中にきちんと自治体設置シンクタンク、これ常設型、あるいは会議型いろいろありますけど、そういうものをもうおいて特化したそういうまちづくりに、生き延びるためのまちづくりのための研究機関をきちんと持たなければ、今言うその総合的、横断的な形の行政の指針、目標というのがなかなか調査の中でも議論する場がない。そういうことからコンパクト化とかコンパクトシティの研究というのは、そういうところから厚生省もどこも単独の構成、行政だけじゃなくてそこには当然、教育行政も含めて横断的に役場の中でも考えていくべき、それによって生き延びていく方向というのは見つけれるんじゃないですかという提言なんです。私も先ほどから言ってるように若いお母さん方の人口が、どちらにしてもこのような形で10年、20年の形で変化していくときに、やはり今から期待する政策予算をきちんと確保するためにも、この行政コストそれから行政組織含めた中でのコンパクト化、これは町長が先頭になって職員と一緒に、また町のいろいろな団体とも協議しながら、先ほども言いましたけど自治体シンクタンク、言い方はいろいろありますけれども、やはりそういう形の中で一つの自治体を、これは一つの自治体と密接に係わりを持つ非営利を目的としたシンクタンク、これはだから役場の中にも置けるわけです。そうして一つの自治体と密接な関係を持つ政策研究機関、一つの研究に特化することではなく幅広く政策研究を行う基幹、こういうものがこういう

過疎の自治体では必要でしょうということで、このコンパクト化に向けた各政府機関の動き、これはまだ通達までは来ません。なぜかという人、物づくり地方創生の中で各自治体の自主性は重んじなければならない。当然その中にいろいろな自治体の差が出てくるわけです。先ほどの例がそれは違うといいますけど、現実問題として当町の近郊の町の中でも減少率であれだけの差が出てきている。そういうことをきちんと認識していった場合に、今日、同志がいろいろと話した政策の展開のためにもきちんとした原資、それから基礎的な財源、なおかつその効率的な行政運営をするためにはどうしたって、この行政のコンパクト化を避けて通れない。私はそう思います。それについて町長の再度、話したくなかったらいいですよ。でも1回ぐらいコンパクト化についてどう思うかどうか、やっぱりお話していただきたいし、なおかつそういうのが必要だとなれば、それに対してきちんとした形で組織化した中で、そういう研究機関を設けるという気があるか。改めて3回目の質問としてお伺いしますし、そうしなければ私は町長の言う3区の平等の発展、発展って言葉ではないですよ、維持ですよ。それから本当のサービスを均等にいつまでも提供していけるのか。するとしたら、じゃあどんな方法があるんですか。併せて私はお伺いしておきたいと思います。いずれにしてもコンパクト化という言葉が嫌であればほかでも結構ですけど、行政のきちんとしたその簡素化、効率化それとそれを研究するための基礎、研究組織、それから3区の公平な発展、均等なサービスができるというのであればこの10年後、20年後にどんな方法を基礎に考えているのか、その3点について最後にお聞かせください。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

今コンパクト化についてのご質問と伺いました。先ほども申し上げましたように合併して14年、これまで行政コストの削減に徹底して努めてまいりました。これはすなわちコンパクト化にほかなりません。コンパクト化を進めてきたことが現状のこうした起債の残高の削減や、基金の積み増しというふうになっておりますし、また行政サービスにつきましても一段と向上を図ることができたということは、議員もご理解いただけるものと思います。今後、当然人口減少というものが進んでまいります。そうすると当然のことながら交付税も削減され、財政的には厳しいものが出てくるということが予想されます。そういうことを受けて今回の第2次の総合計画では、人口6,500人を想定して今、進めていかなければならないと考えています。当然その中にはこのコンパクト化に向けた取り組みもございしますが、我々としては今の町民の皆さんが、十分行政サービスを受けられるということが前提でありますし、また次世代の若い人方に負担を残さないということもこれはしっかりと頭に置いて、行財政運営を進めていかなければならないと。そのためにはどうするかということになりますと、これは議員おっしゃるとおり、そう私と議員の考え方の中に違いはあるものではございません。当然、我々としても将来のあるべき姿をどういう形にするのかということにつきましては、議員おっしゃいました自治体シンクタンクのような、そうした機関の設置が必要でないかというお話もございましたが、そうしたことも含めて、しっかりと勉強していかなければならないと考えているところでございます。いずれにしましても、この人口推計のとおり人口が減少することのないように、さまざまな手立てをしながらこの人口減少に一定の歯止めをかける。これは我々の責務であると考えておりますので、その都度、議員

の皆さん方とも十分相談をさせていただきながら、しっかりとこの務めを果たしてまいりたい、責任を果たしてまいりたいと考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 9番、平澤等議員。

○9番（平澤 等君） ただいま議長から発言の許可がありましたので、先に通告してあった一般質問を町長にお伺いいたします。

タイトルは婚活イベントの経過と結婚相談所の更なる活性化をということでございます。平成28年度から3カ年計画で実施された渡島地域半島振興広域連携促進事業計画に基づく事業で、せたな町と今金町が連携し、地元食材や移住体験等を活かした婚活イベントを開催しております。これは今金町、せたな町2町の魅力を体験していただき、地元若者に出会い、また交流の場を提供することにより参加者を通じて更なる交流促進を図ることを目的としており、総事業費2,956万円でせたな町の負担金額は740万5,000円となっております。一方、せたな町単独の事業として農漁村結婚相談所が開設されており今日に至っております。町と両農協が出資運営し現在に至っております。

以下3点について質問いたします。1点目でございます。婚活イベントの経過と成果についてどうなっているか。2点目です。3カ年事業終了後の対応策はどのように考えているか。3点目、結婚相談所の活動経過と今後の方針はということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 平澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のご質問についてですが、本事業は今金町との2町連携により、渡島地域半島振興広域連携促進事業に基づく補助金の活用と両町の負担金を財源として、平成28から30年度の3カ年で実施しております。移住定住の促進、道外観光客数の増加や道外女性の呼び込み、未婚率の減少などを最大の目的としまして、東京都や仙台市における道外首都圏での特産品販売や移住定住に向けたPR事業、地元食材や移住体験、出会いと交流の場を提供する婚活イベントを実施してまいりました。婚活というのは大変デリケートなお話でございますので、踏み込んだ具体的な成果はお答えにくい部分がございますが、成立したカップルは平成28年度で10組、平成29年度で11組という成果でありましたが、いずれのカップルにおいても、まだ結婚には至っていないという状況となっております。また平成30年度ではイベント終了時点では10組のカップルが成立しております。カップル成立後の状況追跡ということで、今年12月までその後の追跡業務が続いておりますが、定期的にお会いしているカップルがいる一方で、携帯電話等で連絡を取り合うだけのカップルも多いようですので、今後の関係の深まりに期待しているところでございます。

2点目のご質問についてですが、1点目の答弁とも関連しますが、いずれのカップルも結婚には至っていない要因としまして、イベント終了後も道外女性との関係性を保っていくためには遠方であるため、お互いの行き来がなかなか難しく見えない運命の弊害により、関係を深めていくことが難しい状況にあるようでございます。

今後の対応策としまして、お互いの関係を深めていただくには会える時間を多く作ることが大

前提であると考えますので、距離が近くできるだけ行き来のしやすい道内女性をターゲットとした参加募集、地元男性陣においては、農漁業の男性に限定しない様々な業種の未婚男性を対象とするなど、3カ年の実績を十分に踏まえ検討していきたいと考えております。

3点目のご質問についてですが、せたな町農漁村結婚相談所は農漁業後継者の結婚難を解消するため、合併以前から交流会の開催、相談員による結婚適齢者の相談業務などを行ってまいりました。合併以前は隣町にありましたボーリング場での交流会、北海道農業担い手育成センターが企画した北海道ふれあいツアーへの農業男性の参加などを行っております。相談員の活動は、昔と違い独身男性に積極的に声掛けするタイミングをつかむことが難しかったり、声掛けできたとしても余計なことと思われる風潮もあり、近年の社会情勢から考えて難しいことから、平成20年度からその活動を休止しております。平成19年度から札幌市内のレストランやせたな町内において、町内外の女性と町内の農業男性の交流会を行ってきており、これまで31名の農業男性が交流会に参加し、結婚相談所の事業がきっかけで結婚に至ったカップルは1組、過去に行った事業参加者で、現在もお付き合いを続けているカップルが1組と聞いております。今年度の交流会では、町内の農業男性8名、町外女性8名の参加がありました。交流会では、せたな町を満喫していただくため、太櫓海岸や立象山などの観光スポットの散策やホタテやアワビ、ツブなどの海の幸をバーベキューで堪能いただいたほか、格別のスイーツも提供しております。また男性陣の仕事を理解していただくために、地元農家の協力を得てミニトマトの収穫体験を実施し、せたな町での生活に不安な思いを抱くことの無いよう、結婚に至ったカップルと現在もお付き合いを続けているカップルから、せたな町のPRや自分達の結婚にいたるまでの思いなどを参加者の前で話していただき、8組中4組のカップルが成立となっております。参加女性のアンケートからは、一度来てみて良い所だと思ったので今回のイベントに参加した。空気がとてもおいしい。温泉ホテルが良かった。男性は皆さん優しい方ばかりでした。などの感想があげられ、参加男性からは女性と知り合うことが出来た。いろいろな女性と話が出来た。などの感想が上げられております。また次回の交流会へ希望する内容として、スポーツ、肝試しなどの声もございました。結婚相談所は、新函館農業協同組合若松基幹支店、北檜山町農業協同組合、町からの負担金で事業運営を行っており、今後もより多くのカップルが成立し、結婚につながるよう交流会内容をさらに充実させながら出会いの場を提供してまいります。町といたしましても農漁業後継者の結婚難を解消するために、引き続き結婚相談所への支援をしてみたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○9番（平澤 等君） 再質問をさせていただきます。

ただいま町長から婚活イベントの経過、そして結婚相談所の活動経過について縷々ご説明いただきました。内容はよくわかるものだと思います。私が今聞きたかったのは、もうちょっと町長に踏み込んでほしいのは、婚活イベントが3カ年で終了して、今後こういった婚活イベントに類すること3カ年で終了して終わりなのか。またこういった類の事を継続していくんだらうかということでございます。私の調べたところによると、この件については半島のそれぞれの活動、それから地域の特性を持った中で新幹線も利用するという事なので、遠い所から対象者をご案内

して、その内容等については多少こじつけという表現は不適當かと思えますけども、なかなか近隣の女性とカップルになることが難しかった。しかし今の内容によりますと10組の方ができたということでございます。私は今、町長が答弁して、まだ最終的にはしてないと言っても28年、29年カップルが出来て、それなりにお話相手がいたと、これは素晴らしい成果だと思うんです。こういったことが、これが何年も続いて、それがお互いに意気投合すればいい結果が出てくるということですから、ここ1年、2年で最終的な結果が出るのではなくて、こういったことについては、今後ともこんな活動については続けていただきたいし、町側の婚活イベントに関する活動についてももう少し前向きに、さらに新年度以降どのように取り組んでいくかということで再質問の一つといたしたいと思えます。

それから3点目の結婚相談所の活動経過ということで、これは今町長がお話しました理由に、もう10年以上も続けられております。この中で私が今思うのは、農漁村ということでそもそも立ち上げられて、結構相談員とかいろいろな面で後継者対策ということで今日に至ったわけでございますが、やはりこれからの活動を考えた場合に、これは私の提案なんですけども、やはり農漁村に限らず、せたな町においては老若男女すべての方においてパートナーを求めている方がいると思うんです。そういった人達にもしっかり対応できる町としてのシステム、そういったものを作って、それぞれの将来のパートナーを探していただく。そういったのがまた一つの町おこしのポイントになるのかということを含めて、この結婚相談所を今、農漁村結婚、若者に対するから一般の中老年まで至るまでの形で何か対応ということについて町側で考えていないか。

それから3点目もう一つ質問したいんです。再質問で、実はこの予算について私、実はこのような内容で10年くらい前に1回質問してるんですが、そのときの予算と今年の予算とほぼ変わってないんです。やはり町側は真剣になって、そのパートナー探しに対して配慮するという意向があったんですが、残念ながら10年経っても予算規模は何ら進んでないということになれば、こういうふうには先ほど同僚議員が何回も質問してますように人口減、そしてまた町おこし考えた中では、これはやはり重要な問題として町も考えていただきたい。そして町の活性化につながる。そういう点から予算面についても、もう少し手厚く、それから内容についてもしっかりとせたな町挙げて対応する。そういうような取組で今の婚活イベント、さらには結婚相談所についても進めていただきたい。私は先ほど町長が申されましたように非常にデリケートな、今の時代からいけばデリケートなことなので、あまり踏み込んだ話をするとなんと外れてしまうことも有り得ます。しかしこれらについては、行政でなければできないという役割もあるんです。そういった点について、町長の考え方を再度伺います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

これからどうするんだという話が聞かれなかったということでもございましたので、再度申し上げますが、先ほど答弁の中でも今後の対応策としまして、今までの実績を取組みを十分踏まえて検討して次に繋げていきたいということで、ご理解をいただきたいと思えます。予算も、もう少し積極的に活用してということでございますが、これは現状の事業を進めるための予算ということで、十分な予算を確保してきているところでございます。ただこれをさらに進歩、発展させて

ということも当然、今農業委員会でやってる事業の中身についても、さらに効果の上がる取組みをとということになると思いますので、そうした折には予算に糸目を付けず、しっかりと予算付けをしてまいりたいと考えているところでございます。いずれにしましても大事な一次産業の担い手のパートナーの確保ということは、人口の問題ばかりでなくて、それ以上にこの一次産業の振興、発展という意味で大変大きなウエイトを占めることになると思っておりますので、精いっぱいこの問題につきましても取組をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○9番（平澤 等君） 3回目の質問でございませう。

町長今、これから検討していきたいというようなことの答弁でございました。婚活イベントについて。これについてそれ以上、前向きに、さらに継続的なことで再度ということをお願いしたいということです。やはり継続することが一番効果があることだと思うんです。そういった意味で、さっきも言った見守りも含めた中でしっかりとやってきたい。これについては、もう一度検討するというのは普通の答弁としたら適当かもしれませうけれども、何か力が入ってないなというふうに聞き取れたものですから、町長再度力を入れた答弁を願いたいと思います。

それから予算の面で町長申されました。応じてきてきて今までそれでやってきた。今後は手一杯やってきたいってことなんです、私は事業というのは、あくまでも予算に応じた事業しかできないと思ってるんです。それからいけばやはり町側からはある程度の予算を提供した中で、その中で盛大に、やはり計画というのはその規模に応じてしかできませんから、もう少し拡大してやっていただきたい。それは私の2回目の質問に町長に申し上げました。今回は結婚相談所の中の、当然一次産業はもちろんでございますけども、第二次、第三次含めた全町を対象としたという形の全町民対象としたパートナー探しに対する結婚相談所の活用、そういったものを私今回、さらなる活性化というのは町で挙げてのそういった結婚相談にかかるものの仲介というんですか、そういった施策をしていただきたいという意味込めて、今回のタイトルにしたんです。もちろん一次産業も大事です。そういった中で、その辺のことについて先ほど町長答弁でなかったので、町挙げて全町民を対象としたそういうパートナー探しに対する町の施策について、どう考えてるかっていうこと、さっきなかったですけど、その辺についても幹事とし、やはり町の活性化に繋がるパートナー探しは非常に大事なことだと思います。そういった点も含めて、再度3回目の答弁で、よろしく回答のほどお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。

まず誤解がありましたようなので再度の答弁をさせていただきます。その検討、この十分実績を踏まえて検討していきたいということでございましたが、これは継続に向けて検討していくというふうにご理解をいただきたいと思います。それと当然、町を挙げてこれは全産業の後継者担い手を対象に進めていかなければならないと思っておりますので、それもそういう形で進めてまいりたいと思います。それからこの農漁村結婚相談所につきましては、これは名前のとおり農漁村ということでございますので、これは今までどおり一次産業の担い手後継者を中心に、これはしっかりと予算も含めて取組んでまいりたい。これも誤解あったらいけませんのでお話ししておきます。

が。私としては事業に必要な予算付けをしております。事業を実施するのに必要な予算付けをしております。予算に合わせた事業をしているわけではございません。そういったことで誤解のないようにしていただきたい。あくまでも事業がしっかりと成果の出せるようにこれからも中身を精査してそれに伴う予算を付けをしっかりとしまいたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 以上で、一般質問を終わります。

◎日程第6 決算審査特別委員会審査期限延期について

○議長（菅原義幸君） 日程第6、決算審査特別委員会審査期限延期についてを議題といたします。

決算審査特別委員会に付託中の平成29年度各特別会計歳入歳出決算10件の審査については、本定例会までに審査を終了するよう期限を付けましたが、同委員会から会議規則第45条第2項の規定によって、平成31年第1回定例会まで期限を延期されたいとの要求がありました。

お諮りいたします。

委員会の要求のとおり期限を延期することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

決算審査の審査期限を委員会の要求どおり、平成31年第1回定例会まで延期することに決定いたしました。

◎日程第7 請願第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第7、請願第1号国民宿舎あわび山荘の改築に関する請願についてを議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

大野委員長。

○10番（大野一男君） 本委員会に付託された請願について審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第93条の規定により報告をいたします。

1、付託された請願、請願第1号国民宿舎あわび山荘の改築に関する請願について、提出者、一般財団法人貝取潤温泉公社、理事長、朝倉満。委員会の開催日、平成30年10月30日、11月8日、11月21日、12月3日であります。審査の結果、審査の結果は請願第1号については趣旨採択すべきものであると決定しました。

なお次の付帯意見を述べさせていただきます。付帯意見、大成区における地域の活性化を考えれば、願意には納得できるものであるが、現時点において具体的な構想等が見えていないため、町においては本事業について鋭意検討していただきたい。

以上であります。

○議長（菅原義幸君） 報告が終わりました。

質疑を許します。

石原議員。

○5番(石原広務君) 紹介議員としては、まずこの趣旨採択これはかなりはっきり言って不服としか申し上げられません。委員会の決定ですから、そこには附帯意見というのが付けられています。その中に願意には納得できるものであるとしながら、現時点において、これは30年10月30日、9月から1回目が10月、9月に総務常任会に議会として付託をして、審査が10月30日が最初、11月8日、21日、12月3日ということで4回にわたって請願書の扱いしているわけですが、この現時点において具体的な構想などとしていますが、願意には納得できるとして、しかし現時点において具体的な構想等が見えない。この具体的な構想とは委員会の中ではどういう意見が交わされたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長(菅原義幸君) 大野委員長。

○10番(大野一男君) 石原議員の質問にお答えをさせていただきます。

附帯意見の中で、現時点において具体的な構想が見えないということでありましたが、具体的な構想というのは、例えば財源の確保であるとか、あるいは建替えをする場合の規模であるとか、あるいはどのような運営を考えていったらいいのであるとか、いわゆる町において諸問題とされている整理が前に進んでいないという状況で、こういった具体的な事例が委員会の調査の中では、遅々としてはっきりさせることができなかつたということで、具体的な構想が見えないということでもあります。

○議長(菅原義幸君) 石原議員。

○5番(石原広務君) 具体的な構想で縷々今説明がありましたけど、請願書の願意、願意には納得をしていただいたというふうに報告していただきました。で、この請願書の中身にも触れてますが、町長は改築の推進を選挙公約に挙げた。これ間違いなく選挙公約に挙げてますから、ただし課題整備の推進、今の委員長の報告、その課題というその内容が、今委員長が言われたのを課題と捉えたのか、この課題整備の推進をしたら改築をするというふうに区民は捉えてるので、願意として請願書を出したわけですよ。その課題ということ今委員長が報告した、その具体性、財源そこを捉えて委員会で協議したのかということなのか、確認させてください。

○議長(菅原義幸君) 大野委員長。

○10番(大野一男君) 第3回11月21日の段階で継続調査という扱いとなった時点で、委員からいわゆる今の具体的な財政規模であるとか、財源の確保であるとか。あるいは諸課題の整理であるとか、そういったものが示されていないということで、次回までに町から何らかの方向性を示していただきたいということが出されておりました。それを受けて12月3日の所管の事務調査の中で、町からモデル事業ではあるけれども、乙部、光林荘の事業計画等を一つのたたき台として出していただきました。それを参考に仮にあわび山荘を改築するとなれば、この程度の予算が予定されると。その際の月々の償還額はこのくらいであるといったような説明をいただきました。委員各位の判断は詳細をお聞きおよぶという程度で終わったと思うんですが、そういう具体的なお話は町からいただいております。

○議長(菅原義幸君) 石原議員。

○5番(石原広務君) まず請願書趣旨、その内容はそういった財源の課題等々ではなく、町長

が公約に挙げた、公社といろいろ協議したが進まない。区民の方からは町長が公約に挙げたんだから、公社の方で責任もって扱ってくれというさまざまな要望、それを願意として請願書に上げたことであって、光林荘云々という先走ったその議論を請願の趣旨に盛り込んだものではありません。逆に言えば今までのその公社を苦しめた指定管理制度の町の対応の誤り、町長の認識の間違い、そこに対してのそのものがこの請願に盛り込まれたと私は認識しています。今の課題も含めて、請願書の扱いについて採択すればこの先責任が云々という委員会での議論もありました。先々こういう附帯意見を町側に提出するというにしていますが、今後の委員会の先々の想定される委員会運営、今の段階でどのように運営されていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 大野委員長。

○10番（大野一男君） 委員からさまざまな意見を出していただきました。総じて言えることは、この案件について不採択にするということは決してないんだと。どの委員も口をそろえて言っております。将来、採択に向けてしっかりと町も議会も、あるいは当事者も町民も含めて議論の場を作って、前に進めていきたいと、そういう意見がずいぶんありましたので、そういった方向に向かって委員会としては、機会があればさらに調査を続けていくことになるのかというふうに捉えているところであります。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

細川議員。

○1番（細川伸男君） 総務委員会では、とりあえず趣旨採択になったんですけども、私たち考える趣旨採択というのは、要するに採択できませんよと。採択しない代わりにたまたま趣旨採択にしました。それは趣旨採択というのは総務委員会では何ら責任もないし、そういう意味で私は思いますけども、その辺の見解はどう考えてるかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 大野委員長。

○10番（大野一男君） 請願を扱った委員会で結論を出す場合に、いわゆる採択、不採択という結果の出し方もあるわけですが、今回の事案を総合的に判断して、各委員の中で趣旨採択という意見が強かったということで、そのように整理をさせていただきました。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） 今皆さんが趣旨採択ってということで、そうしましたということなんですけれども、基本的には趣旨採択というのは採択しないというふうに私は考えております。それと併せて、この請願の願意というのは、妥当性だとか、実現性があるかないか、それぞれの中身について総務委員会は総務委員会の中の、それこそ議会の特権なんですよねこれ。で総務委員会の特権として、この請願の扱いはできるんですよ。そこで請願の扱いをしたならば、本来ならば採択するか採択しないかどちらかを普通は選ばなければならないんですよ。妥当性と実現性、この辺を総務委員会の中ではどのような議論をしたかわかりませんが、総務委員会で議論するにあたって、先ほど町のほうで予算がどうのこうのとかっていう話もありましたけれども、町の考え方とかそういうものについては、あくまでも町は参考意見として総務委員会は取り上げるべきであって、そういう参考意見を基にして、これが妥当性があるのか、ないのかという話をやはり議論すべきだったのかと私は思っております。そういう中で残念ながら趣旨採択という結果に

なったんですけれども、まあ話を聞けば4回も総務委員会を開催されているのであれば、私は採択するかしないかきちっとやはり請願者に言ってやらないと、要するに趣旨採択であれば、委員会で決めたこともなんら拘束力もないし、今後趣旨採択した部分については、議会もなんら責任もないというふうに私は判断してますけども、それらを踏まえて委員長は趣旨採択にした、皆さんが言ったというのではなくて、趣旨採択することに関して委員長の考え方として、全くこれは責任がないという考えの下の趣旨採択かどうか、その辺も合わせてお話を聞かせてください。

○議長（菅原義幸君） 大野委員長。

○10番（大野一男君） 答弁させていただきます。

委員会に請願付託された場合、採択、不採択という結論の出し方もありますが、趣旨採択という報告の仕方もあるということは委員の皆さん承知していただいております。4回慎重に議論を重ねた結果、先ほどの附帯意見も上げましたが、現時点では採択とすべきところまで、先ほど細川議員も言いましたが、請願の願意については十分理解できるが、実現性の面で確信がもてないといった要素もあったということで趣旨採択ということで結論を出させていただきました。これは私を抜いて採決権のある議員4名の結論であります。最終的には簡易採決ではなく、起立採決で皆さんの意見を諮りました。3名の方が趣旨採択ということで本会の結論に至ったということでもあります。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） 私が聞いていることとちょっと違うんですけども、趣旨採択ということは採択しませんよというのが根本的な理由だと私は思ってますけども、そういうことでよろしいんですか。趣旨採択というのは、あくまでも採択するか、採択しないかと分けた場合、趣旨採択というのは採択しませんよというふうに私は理解してますけども、委員長も同じ考えなんですか。

○議長（菅原義幸君） 大野委員長。

○10番（大野一男君） お答えをさせていただきます。

私の個人的な見解をとというのは、ここでは控えさせていただきます。先ほども言いましたように4回議論を重ねた結果、議員4名のうち3名の方が趣旨採択ということで最終的な結論を出されました。先ほども言いましたが附帯意見を付けたというのは、この案件、不採択というところまではいかないんだと、ぜひ今後前向きにこの請願者の願意が叶うように、いろいろな場所で前向きに検討していきたいという意味も含めて、この附帯意見をあえて付けさせていただきました。現時点での具体的な構想が見えていないということでもありますので、町においては本事業について鋭意検討をして、前に進めて行くような環境整備をしていただきたいというのが、私たち趣旨採択をした総務委員会のもう一方の意見でもあったということをつけ加えさせていただきます。

○議長（菅原義幸君） 4回目になってますが、もし答弁漏れだということであれば、答弁の補充ということで許したいと思いますが、答弁の補充。

細川議員。

○1番（細川伸男君） 私は委員長の見解聞いているんじゃないんですよ。趣旨採択というのは採択しませんよっていう部分に入ってるんじゃないですかということを私が申し上げているんですよ。それをお答えくださいと言っているんですよ。

○議長（菅原義幸君） 大野委員長。

○10番（大野一男君） 趣旨採択の扱いについて、私もいろいろ書類等を研鑽させていただきました。請願に対する議会の意思決定は、理論的には採択か不採択の2種類しかないが、議会としては請願の願意については十分理解できるが、実現性の面で確信が持てないといった場合にとられる請願に対しての決定の方法をいう。こういうのを趣旨採択というんだという一つの書類に載っているものです。そういう判断も背景にあって、委員会の総意として趣旨採択に至ったということであります。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） なければ質疑を終わります。

討論を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） 私はこの請願書の趣旨採択、反対の立場で討論いたします。この請願書はあくまでも大成区民の願意を公社側の責任として議会に出されたものであります。紹介議員の立場として全面年採択、これが基本にあります。そういった意味で附帯意見を付けていますが、今回の請願書は趣旨採択と、これには反対する立場で討論いたします。

○議長（菅原義幸君） 賛成討論を許します。

なければ討論を終わります。

請願第1号を採決します。

静粛に願います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います

（起立する者あり）

○議長（菅原義幸君） 着席願います。

起立多数です。

したがって、請願第1号国民宿舍あわび山荘の改築に関する請願は、委員長報告どおり決定いたしました。

それではこれより議案審議に入ります。

議案第10号、議案第11号、発議第1号は補正予算に関連しますので先に審議します。

◎日程第8 議案第10号

○議長（菅原義幸君） 日程第8、議案第10号せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その2の1ページでございます。議案第10号せたな町長等の

給与等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じまして、せたな町長等の期末手当を改正するため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、担当課長から説明をいたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。内容につきましては、せたな町長等の期末手当を人事院勧告に基づき0.05カ月引き上げるものでございます。

3ページでございます。新旧対照表で説明させていただきます。表の右側、改正前でございます。第4条第2項中、下線部100分の227.5を改正後100分の232.5に改めるものでございます。

次に第4条第2項の改正につきましては、せたな町長等の期末手当に係わる支給額における6月と12月分の配分を変更して均衡を図るものでございます。表の右側、改正前でございます。第4条第2項中、下線部6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.5を改正後には下線部100分の222.5に改めるものでございます。なお附則といたしまして施行期日等1、この条例は公布の日から施行する。ただし第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。2、第1条の規定による改正後のせたな町長等の給与等に関する条例の規定は、平成30年12月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第9 議案第11号

○議長（菅原義幸君） 日程第9、議案第11号せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案の5ページでございます。議案第11号せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を申し上げます。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じまして、せたな町職員の給料月額等を改正するため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の主な改正内容につきましては、人事院勧告に基づき民間企業との均衡を図るため、給与で0.16%、期末勤勉手当で0.05カ月分引き上げる改正でございます。

次に21ページでございます。新旧対照表でご説明いたします。表の右側です。改正前、第9条の2第2項中、初任給調整手当の月額を、改正前下線部41万4,300円を改正後41万4,800円に改めるものでございます。なお初任給調整手当の適用職員につきましては採用による欠員の補助が困難である職務となっていることから、27ページに記載されております医療職給料表（一）の適用を受ける職員に支給するものでございます。

次に第19条、宿直手当の改正でございます。第19条中、改正前上段からでございます。4,200円を改正後4,400円に、改正前6,300円を6,600円に、改正前3万円を3万1,500円にそれぞれ改めるものでございます。

次に第24条、勤勉手当の改正でございます。第24条第2項第1号中、改正前下線部100分の90を改正後6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95に改めるものでございます。

22ページでございます。同項第2号中、改正前、下線部100分の42.5を改正後、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5に改めるものでございます。

次に22ページから27ページでございます。別表第1、第3条関係、行政職給料表につきましては給料表の改正に伴い全部改めるものでございます。

次に27ページから30ページでございます。別表第2、第3条関係、医療職給料表（一）31ページから35ページでございます。医療職給料表（二）35ページから41ページでございます。医療職給料表（三）につきましては、各医療職給料表の改正に伴い全部改めるものでございます。なお医療職給料表（一）は医師、歯科医が適用となり医療職給料表（二）は薬剤師、放射線技師、臨床検査技師等に適用いたします。また医療職給料表（三）につきましては、看護師、准看護師等に適用するものでございます。

次に41ページでございます。第23条、期末手当の改正でございます。第23条第2項中、改正前6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を改正後では100分の130に改め、同条第5項中、改正前100分の122.5とあるのは100分の65と100分の137.5とあるものは100分の80を改正後では100分の130あるのは100分の72.5と改めるものでございます。

次に42ページ、第24条、勤勉手当の改正でございます。第24条第2項第1号中、改正前6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95を改正後では100分の92.5に改めるものでございます。次に同項第2号中、改正前6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5を改正後では100分の45に改めるものでございます。なお附則といたしまして、施行期日等です。1、この条例は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。2、第1条の規定による改正後のせたな町職員の給与に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。給与の内払、3、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のせたな町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第10 発議第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第10、発議第1号せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出議員の説明を求めます。

細川伸男議員。

○1番（細川伸男君） 議案その3、1ページでございます。ただいま上程されました発議第1号せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提

案理由を申し上げます。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、せたな町議会議員の期末手当を改正するため本条例の一部を改正するものであり、議会運営委員会で提案するものです。

改正内容につきましては3ページ新旧対照表により説明いたします。左側改正後、右側改正前でございます。今回の人事院勧告に伴う改正は、期末手当につきまして100分の5の引き上げを行うものです。上段、第1条の一部改正で、第6条第2項、12月支給の期末手当について改正前100分の227.5を改正後100分の232.5に改めるものであります。この改正については、附則の2にありますように、平成30年12月1日から適用するものであります。また中段、第2条の一部改正で、第6条第2項、6月支給の期末手当100分の212.5と12月支給分の100分の227.5をそれぞれ100分の222.5に改め、6月12月支給の期末手当を均等にしようとするものです。この改正は附則の1にありますように、平成31年4月1日から適用するものであります。

内容については以上です。

議員各位の賛同を、よろしく申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。

質疑を省略し、討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決しました。

ただ今から休憩いたします。

再開は2時40分です。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時40分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解き会議を再開します。

◎日程第11 議案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第11、議案第1号平成30年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、歳入歳出予算の総

額に1億2,308万7,000円を追加し、補正後の予算総額を97億1,562万円とするものでございます。

その主な内容でございますが13ページからでございます。ふるさと応援寄附金返礼品、社会福祉基金など各種基金積立金、商業チャレンジ等支援事業補助金、人事院勧告に基づく給与改定等に伴う人件費の精査などについて補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして地方債の変更2件をお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

西村財政課長。

○財政課長（西村晋悟君） それでは議案第1号平成30度せたな町一般会計補正予算第6号の内容についてご説明いたします。

はじめに地方債の補正についてでございます。議案その1の5ページ、第2表地方債補正をご覧願います。変更が2件ございます。いずれも事業費の精査による限度額の減額でございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

続きまして補正の内容につきまして、別冊の補足資料によりご説明いたします。事前にお目通しをいただいているものと思いますので、簡略に説明をさせていただきます。はじめに補足資料3ページからの歳出でございます。議案その1では13ページからとなります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では8節報償費、ふるさと応援寄附金返礼品で2,850万円の追加でございます。寄附件数9,500件分を補正するものでございます。また12節役務費では返礼品送料及び取扱手数料として、通信運搬費1,235万円、手数料1,371万5,000円を追加するものでございます。5目財産管理費では町有施設解体工事366万3,000円の減は入札執行残の精査によるものでございます。6目基金管理費では25節積立金で、社会福祉基金など5つの基金にそれぞれ積み立てをするものでございます。財源につきましては、ふるさと応援寄附金でございます。28節繰出金では、奨学資金貸付基金繰出金6,427万9,000円の減額でございます。財源となるふるさと応援寄附金を25節の積立金に移行したことによるものでございます。次に7目企画費では、空家等除却補助金に係る申請件数が増えていることから新たに10件分500万円を追加するものでございます。10目総務施設管理費では、入札執行残の精査による大成町民センター耐震診断業務236万6,000円の減額でございます。13目地方創生推進交付金事業費では、観光協会補助金168万2,000円の減額でございます。これにつきましては、昨年、本町でロケが行われました大泉洋さん主演の映画、そらのレストラン、来年1月25日に全国上映される映画でございますが、その制作会社でございます株式会社クリエイティブオフィスキューとせたな町が交わしている包括連携協定の事業内容の変更に伴うものでございます。14目諸費では、燃料費高騰による生活交通路線維持費補助金105万1,000円を追加するものでございます。

続きまして2款2項選挙費、2目知事道議会議員選挙費でございます。大変おそれいりますが、節の名称に誤りがございますので、ご訂正をお願いしたいと思います。3節委託料となつてござ

いますが、3節職員手当等にご訂正をお願いいたします。投票日が確定したことに伴います時間外勤務手当122万6,000円を追加するものでございます。

続きまして4ページの3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、報酬で地域おこし協力隊の減による327万1,000円の減、扶助費では、燃料高騰による灯油購入費助成費193万6,000円の追加、繰出金では、国民健康保険事業特別会計繰出金711万2,000円の減、介護保険事業特別会計繰出金316万6,000円の減となっております。4目後期高齢者医療費では、負担金の確定により療養給付費負担金644万円の減、繰出金では、後期高齢者医療特別会計繰出金299万3,000円の減でございます。次に3目老人ホーム運営費では、臨時職員を増員したことによる賃金176万6,000円の追加でございます。8目生活支援ハウス管理費では、修繕料及び燃料費の増により運營業務委託料137万3,000円を追加するものでございます。

続きまして3款民生費、2項児童福祉費、3目認定子ども園費では、臨時保育士を増員したことによる賃金834万円の追加、園舎周辺除排雪業務として117万円を追加するものでございます。4目児童福祉施設費では、臨時支援員を増員したことによる賃金203万6,000円の追加をするものでございます。

続きまして4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費では、当町沿岸に漂着した朝鮮半島からのものと思われる木造船5艘の陸揚げ及び処分にかかる経費106万2,000円を追加するものでございます。

続きまして6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では、新規就業者お一人とUターン等お一人にそれぞれ交付される産業担い手育成事業奨励金300万円を追加するものでございます。

6目農業センター費では、土壌分析機器の更新に充てる540万3,000円の追加をするものでございます。

5ページをご覧願います。6款3項水産業費、2目水産業振興費では、新規就業者お一人に交付される産業担い手育成事業奨励金200万円の追加でございます。

続きまして7款1項ともに商工費、1目商工振興費では、商業チャレンジ等支援事業補助金500万円の追加、新規就業者お一人、Uターン等お一人に交付される産業担い手育成事業奨励金300万円を追加するものでございます。続きまして4目国民宿舎あわび山荘管理費では、施設指定管理料、震災補填分といたしまして、胆振東部地震によるキャンセル及び冷凍等の被害があった275万円を追加するものでございます。5目温泉ホテルきたひやま管理費では、同じく施設指定管理料、震災補填分として、胆振東部地震によるキャンセルの被害額108万9,000円を追加するものでございます。

続きまして8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、入札執行残の精査による流雪溝取水ポンプ保守点検整備業務184万円の減でございます。2目地方道改修事業費では、いずれも入札執行残の精査でございますが、橋梁個別施設計画策定業務217万2,000円、道路照明建替工事250万円、町道公園通3号線、4号線改良舗装工事159万2,000円の減額となっております。6項下水道費、1目下水道整備費では、公共下水道事業特別会計繰出金で

脱水機修繕及び職員給与費といたしまして147万2,000円を追加するものでございます。7項住宅費、1目住宅管理費では、入札執行残の精査でございますが、みやこの丘団地町営住宅換気設備改修工事109万円の減額でございます。

次に6ページの9款1項1目ともに消防費でございますが、檜山広域行政組合消防費負担金217万2,000円の減額でございます。補正内容につきましては、別に配付しております檜山広域行政組合関係予算事項別明細書でご確認をいただけますが、消防署費、消防署経費分では17万円の追加、消防団経費では237万7,000円の減額、消防施設経費分では3万5,000円の追加となっているものでございます。

続きまして10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費では、燃料の高騰により不足を生じる燃料費124万円を追加するものでございます。3項中学校費、1目学校管理費では利用数の減少によるスクールハイヤー使用料200万円の減額となっております。2目教育振興費では、ICT教育用備品の入札執行残565万5,000円の減額でございます。5項保健体育費、1目保健体育総務費では、全道全国大会参加奨励補助金210万6,000円を追加するものでございます。2目体育施設管理費では、燃料高騰により不足を生じる燃料費で151万7,000円を追加するものでございます。

続きまして12款1項1目ともに職員給与費でございますが、誠に恐れ入りますが、ここも節の名称が違っておりますので、ご訂正を願いたいと存じます。11節需用費となっておりますのを2節給料にご訂正方よろしくお願い申し上げます。人事院勧告に基づく給与改定等に伴い2節給料から19節負担金補助及び交付金まで合わせまして1,509万3,000円を追加するものでございます。

これらに係る主な歳入につきまして、ご説明をいたします。補足資料の1ページからとなっております。議案その1では8ページからとなります。9款1項1目ともに地方交付税につきましては、財源調整による普通交付税1,824万5,000円の追加でございます。

11款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金の1節社会福祉費負担金では、老人ホーム入所措置費負担金として185万6,000円の追加、2節児童福祉費負担金では、常設保育料で128万9,000円、認定子ども園保育料で116万7,000円をそれぞれ追加するものでございます。

続きまして13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、歳出でも出てまいりましたが、包括連携協定の事業内容の変更に伴う地方創生推進交付金559万円の減額でございます。5目土木費国庫補助金では、歳出の土木費でもご説明いたしましたが、3事業について事業費の精査に伴い、それぞれ減額となるものでございます。

次に13款、3項委託料、3目土木費委託金では北檜山流雪溝施設管理委託金129万7,000円の追加でございます。

14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金では、負担金の確定による後期高齢者医療保険基盤安定負担金184万9,000円の減額となっております。2項道補助金、3目衛生費道補助金では、歳出の4款衛生費でもご説明いたしましたが、朝鮮半島からのものと思われる漂着木造船の陸揚げ及び一部処分に係る経費に対する補助金94万2,000円の追加となっ

てございます。次 2 ページでございます。14 款、3 項委託金、1 目総務費委託金では、知事・道議会議員選挙費委託金 189 万 3,000 円の追加でございます。

15 款財産収入、2 項財産売却収入、1 目不動産売却収入の土地売却収入につきましては、川沿団地の分譲宅地分で 325 万円でございます。

16 款 1 項ともに寄附金、1 目ふるさと応援寄附金では 9,500 万円の追加でございます。2 目一般寄附金では 2 件 110 万円の追加でございます。社会福祉基金と産業振興基金に積立てをするものでございます。

続きまして 17 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目生活交通確保対策基金繰入金では、生活交通路線維持費補助金充当として 197 万 9,000 円、2 目では担い手育成基金繰入金では、産業担い手育成事業奨励金充当分として 800 万円、これにつきましては新規就業者が 3 名、U ターン等が 2 名となっております。次に 3 目産業振興基金繰入金では、商業チャレンジ等支援事業補助金充当分として 500 万円、4 目スポーツと文化振興基金繰入金では、全道全国大会参加奨励補助金に充当する 244 万 8,000 円をそれぞれ追加するものでございます。5 目公共施設整備基金繰入金では、ICT 機器導入事業充当 648 万 5,000 円を減額するものでございます。

続きまして 20 款 1 項ともに町債、1 目総務債では事業費の精査によりまして、町有施設解体事業債 370 万円を減額するものでございます。

説明につきましては以上のとおりでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○5 番（石原広務君） 議案その 1 の 18 ページ、認定子ども園の 13 委託料の下に備品購入費あります。62 万 6,000 円、上に園舎周辺の除排雪業務があつて、その下除雪機 1 台、除排雪の業務を委託した上で、除雪機を用意してどんな除雪機か、あるいはこの操作を誰がするのか、お知らせいただきたいと思ひます。

○議長（菅原義幸君） 吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 備品購入費の除雪機につきましては、小型のロータリーの除雪機になります。それは 13 節委託料で予算を見ております業者の方にお問い合わせをして作業をしてもらうというような形になります。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5 番（石原広務君） 除雪機を 1 台用意した上で除排雪業務を委託した。委託先の業者が園で用意したロータリーの小型除雪機を使って委託を受けるということですか。ですよね課長、もう一回答弁いただきたい。

○議長（菅原義幸君） 吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 委託料につきましては、排雪業務とあと先ほど申し上げました小型の除雪機での除排雪の業務と 2 つに分けて発注することになると思ひます。それで園舎のテラス前、それと園舎裏北側の屋根からの降雪に対する除雪をお願いしようと思ひております。

○議長（菅原義幸君） 石原議員の質問ですけど、この今回購入する除雪機の操作をするのは誰なんですかという質問だと思うんです。お答えください。

○町民児童課長（吉崎照人君） 委託業者をお願いする予定でございます。

○5番（石原広務君） 園で用意して業者がやる。

○議長（菅原義幸君） よろしいですか。ほかにございませんか。

石原議員。

○5番（石原広務君） 同じくその上の消耗品費、これ課長あれですか。認定こども園いろいろ所管が分かれていて、そのいろいろ議論したんですが開設して第1回目の運動会、あれだけ常任委員会で細川議員から指摘があった上で、建設課含めてグラウンド大丈夫です。全然問題ありませんということで開設して、第1回目の運動会、北檜山のある父兄がなんであんな狭いグラウンドを議会で承認したんだということで苦情があった上で小学校のグラウンドを借りた。その上でこれ消耗品費増額というふうに想像してるんですけど、説明いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 今回お願いしております消耗品費につきましては、除排雪業務に伴いまして、園舎前にポールを立てて目印にするということで、そのポールの購入予算でございます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 当初計画してた認定こども園を開設して第1回目の運動会が、まさか常任委員会で指摘のあった上で、常任委員会通って議会も通ってしまったんですけど、父兄からよもや第1回目の運動会にグラウンド狭いじゃないかと指摘された上で小学校、だから消耗品費増えてるので勝手な想像でそういう認識していたんですけど、今後また新たな機会があれば指摘させていただきますけど、園長これ、課長どっかで問題になりかねないことだったので、いずれかまた機会改めて議論させていただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 答弁はどうします。

○5番（石原広務君） それに関して答弁あれば。

○議長（菅原義幸君） 鎌田認定こども園長。

○認定こども園長（鎌田郁美君） ただいまの質問にお答えいたします。

運動会についてですが、ぎりぎりまで子ども園の園舎で私どもはやりたいと思っておりました。ただ保護者会のほうからは、園長ちょっとここは狭いんじゃないか、子供たちだけで運動会やるのはできると思うんだけど、応援に来る保護者、おじいちゃん、おばあちゃんたちのことを考えたら、少し狭いんじゃないかということで、小学校がすぐ近くにあるからそれを借りたらどうかということで、今回は北小さんのグラウンドの一部をお借りして実施する予定でした。ただ今回は雨天でできませんでした。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 別な機会ということでしたけど、せっかく園長お越しいただいて答弁ただいて、3回目なので町長こういうふうになったと、園長は現場の立場で園としてはグラウン

ドで予定したんですけど、やはり保護者会から今は園長が説明したとおりのことを、細川議員のちょっと失礼なんですけれども、細川議員がそのとおりのことを指摘して建設課含めて大丈夫だ、問題ないんだと言っていたんです。確かに雨天で体育館で実行しましたが、これ残念というか、怒りというか、来年度以降どういうふうに町としては考えるんですか町長。最後に答弁いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） このグラウンドの経過につきましては、以前からお話をしておりでございます。ただ今回父兄からももう少し広い場所が側にあるのでということであったというふうにお聞かせをいただいているところでございます。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

細川議員。

○1番（細川伸男君） 関連なんですけども、これ除雪費なんですけどもこれはあれですか町内業者、町のやっている町内業者に頼まないで、認定子ども園が独自に除雪機を操作する人を採用してというか、降雪から融雪までの間その人を使って除雪業務をしてもらおうというこれ予算なんですか。そこだけ。

○議長（菅原義幸君） 吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 今回の委託料につきましては、あくまでも町内業者をお願いして除排雪をやっていたという形で考えております。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） 先ほどの石原議員の答弁では、機械を買ってそれを使うんだという話だったものですから、私は業者に頼まないで園がその除雪機を買って、それを使うのに使うお金だと感じましたので質問しました。それと先ほど園のグラウンドの話も出ました。それはどうこうではないですけども、委員会でも私も指摘しているとおりに、まったく狭いんで、今金との比較対象でお話しました。今金のグラウンドでさえ足りないということで、現地調査してそのときも今金の園長さんもそういう話してました。人数からいったら全く足りないということは、最初からわかってることだと私は思ってますけれども、当時、私の質問に対しては全然問題ありませんという答弁もしてますので、その辺、自分で言ったこと私たち自分で聞いたことは覚えてますけれども、理事者側も自分で言ったことはわかってると思うんで、きちんとその辺は精査して今後どうしたらいいか、足りなかったらほかのグラウンド使えばいいんですけども、それであれば最初からそういうお話でいけばいい話を、あの作るために全然問題ないというそういう発言をしていると思います。その辺を今回町民から私も言われました。あんな狭いところで運動会なんかどうやってできるのとまでも言われました。しかしもう決定したことにに関して私たちどうこう言う立場にないものですから、それは言いませんでしたけども、ただ指摘はしておきましたよと、開設する前に話はしてますんで、きちんとその辺、多分もう来年だってできないと思うので、きちんとできなかつたらできない旨のことをやはり議会に報告するなり、その部分は謝罪するなりしたほうがよろしいかと思っておりますけども、考え方がいかがですか。

○議長（菅原義幸君） 答弁はどなたにさせます。

鎌田認定こども園長。

○認定こども園長（鎌田郁美君） 私どもも設計図等を見たときに立体的なイメージができなかったものですから、ただ旧北檜山保育所のグラウンド並みの大きさになるからなんとかかなるかと感じておりました。ただ実際に開園してみて園児数も多くなり、やっぱりちょっと手狭かなって感じはできた時にはありました。今後、何も問題がないということではなく、今後やっぱり園児数、それから応援に来てくれる保護者、地域の皆さんがゆっくり見れるような運動会を目指したいと思いますので、今後はやはり北檜山小学校のグラウンドを一部借りるってということも視野に入れて計画はしていきたいと考えております。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） 最初はイメージと違うという話で話が出ましたけども、その辺も併せて私もこの問題については、かなり何回もしつこく言ってました。だからイメージとか、そういうもので考えるんじゃなくて、実際の平米数は出てるんですから、その平米数と既存の幼稚園なり保育所の平米数を見ればわかることであって、そういう確認もしないで検証もしないで、ただ私たちの質問に対してまったく問題ないとか、そういう話をする事自体がおかしい話で、今そういう話が出ましたから言うわけじゃないですけども、やはり物を作ったりなんかやるためには、きちんとやはり自らも検証しながら、やはりお互いの言っていることがそうだよなと納得できるようなことでいろいろ協議してもらえればと思いますので、十分その辺は今後気をつけてやってもらいたいとこのように思います。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） ただいまのご質疑にお答えを申し上げます。

常任委員会の中で細川議員の質疑に対する答弁と実際の運動会の実施が違うということにつきましては、これは大変申し訳なく思っているところでございます。大変申し訳ありません。ただ細川議員おっしゃられたとおり、できてしまいましたので今後は父兄に、あるいは子供に不自由な思いをさせるようなことはしたくないと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

平澤議員。

○9番（平澤 等君） 補足資料の5ページ、商工費の国民宿舎あわび山荘の管理費及び温泉ホテルきたひやま管理費における今回の停電による損害額ですか、それが今回あわび荘については275万、それから温泉ホテルきたひやまについては108万9,000円という補正が出されております。この内容について、この地震によるブラックアウトによる電源復旧に伴う被害額ということは想定されるんですが、この内容について、これは町と指定管理者との協定の分があると思っておりますが、この内容等について話せる範囲で結構でございますから教えていただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） この指定管理料の施設管理料の震災補填分、これにつき

ましては、当初、停電前に宿泊と宴会の予約を受けてたお客さんが停電したことによりまして宿泊ができない。宴会ができないということでキャンセル、お断りした分と、あわび山荘につきましては、厨房の食材、冷蔵庫、冷凍庫これらに保管してあった食材が、あわび山荘ではやや2日間停電してましたので、それらを廃棄したことによる、それらの基本協定の30条による不可抗力によって発生した費用等の負担、これらは甲と乙で甲の町が負担するということになってますので、町がその分を被害状況、損害状況を確認しまして決定したものでございます。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○9番（平澤 等君） わかりました。その内容等については大体想定されるんですが、金額的に約3倍近いというふうな金額ということは、このブラックアウトに伴って電源の復旧が北檜山区内は非常に早い時間で電源復旧した。しかし大成区においては電源復旧が遅れてしまったという点が考えられるのかと。それからもう1点こういった停電に対する対策について、あわび山荘については、食材なんかの冷凍に関するそれに対する対応という点について、この点についてまだ発電とか、補助電源の設備がないためにこういうふうな金額が膨らんでしまった。そういう解釈でこの金額になったというようなことでいいのか。それから併せて宿泊についても電源回復した場合と回復しなかった場合には当然宿泊者は泊まれませんし、もっとも来られる方も全部が停電ということで、当然ながら電気が来ても来なくてもキャンセルになったということもあると思うんですけども、その辺の関連性について再度質問いたします。

○議長（菅原義幸君） 小坂橋課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） 3点あったかと思えます。まず一つあわび山荘とホテルの3倍ある差、これにつきましては、まずホテルの方は冷凍食品の被害はありません。ホテルには非常電源がありまして、それで対応しましたので冷蔵冷凍食品につきましては被害がなかったということで、あわび山荘のほうでは、冷蔵庫、冷凍庫に対応する非常電源が無くて食材の方を全部廃棄したということです。対応につきましては温泉ホテル、あわび山荘ともに、今後どうするという話は特に聞いておりません。

3つ目がキャンセルですけども、当日のキャンセルもありましたし、電源が復旧及したあともキャンセルがあったというふうには聞いております。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 課長、常任委員会の資料も協議してれば委員会以外の私も貰えるんですが、具体的なキャンセルの人数それぞれとりあえずお知らせいただきたいと思えます。

○議長（菅原義幸君） 小坂橋課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） まずあわび山荘です。あわび山荘につきましては、宿泊で157名、会食で10名、温泉ホテルが宿泊キャンセルが136名、宴会が73名、以上です。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 今口頭で説明いただいたんですけども、おそらく常任委員会で協議されてると思うので、事務局また資料があればあとでいただきたいと思えます。無いんですか。じゃ担当課からその資料いただきたいと思えます。先ほどの平澤議員からも非常電源設備が無いんですあわび山荘は。今後そういうことも含めて協議ということで平澤議員から質問あったんですが、

先々のそういうことも含めた次年度のことも含めた協議、次回はいつの予定をしているのか、お知らせいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 小板橋課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） それは非常電源の協議という話ですか。

○5番（石原広務君） 前向きな協議もするって言ったし、先々次年度に向けて、そういうことも含めた協議の機会。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 特に先方から話があれば協議に応じますけども、特にうちから協議をしようというふうには思っておりません。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 先方から協議の申し入れというより、一連のその今日はあえて一般質問の中で関連して質問しませんでした。3月の予算委員会の時も公社側といろいろなさまざまな観点から協議することになってるというふうに町長答弁してたので、先方から申し入れがない限りということではないと思うんです。次回ぜひ来年度に向けてそういうことも含めて協議する日程があるものなりと思って今聞いたんですが、先方から申し入れがないと協議は今のところありませんというのは、ちょっと理解できないんですけどいかがですか。

○議長（菅原義幸君） 小板橋課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） すいません。私のちょっと聞き間違いました。私は非常電源の話の協議ということで

○5番（石原広務君） そこも含めてって言うてる。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 含めてですか。非常電源につきましては、協議の事項の予定はありません。先ほど言いましたあわび山荘との従来から進めてた協議につきましては、近々年内には一度協議はしようとは考えております。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） あわび山荘と温泉ホテルきたひやま、今の2人からの質問の中であつたんですけれども、ブラックアウトに関してキャンセルした分で、例えばキャンセルの中で食材の分と、ただ単にキャンセルしてる分。片方はあわび山荘はキャンセルは、もう150何件あるんだけど分と、食材がこれだけダメになったという話ですよ。きたひやま温泉ホテルは食材についてはまったく被害がなかった。ただのキャンセルだという話であれば、あわび山荘は食材だけでもこれだけ被害を被っているのに、宿泊のキャンセルの分はまったく入っていないというふうに理解していいのか、これも入っての話なのか。そこだけ。

○議長（菅原義幸君） 小板橋課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） あわび山荘につきましても宿泊のキャンセルありますし、宿泊のキャンセルと食材の廃棄、損害に対する今回の指定管理料の変更額です。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） それであれば食材がどのくらい、それとキャンセルの人数がどのくらい、温泉ホテル、あわび山荘きちんとしたデータがあると思うけれども、金額が確定してるのであればそのデータもこの場でも出してもらいたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 小板橋課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 先ほどキャンセルの内訳等々、石原議員に言われましたので、それと併せて食材のデータも出したいと思います。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） これ全部精査して終わっていると思いますので、今出してもらいたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時30分

再開 午後3時36分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解き会議を再開いたします。

小板橋課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） この内訳について簡単に説明させていただきます。まず縦のほう、これがあわび山荘です。これで宿泊キャンセルとありますけども、内訳が5,150円から1番した1万3,000円まで、それぞれ3名から41名、合計で157名で、宿泊のキャンセル料が164万1,000円、これに対する食材、例えば5,150円でいきますと、これは素泊まりなので食材はありませんのでゼロになります。それぞれ食材の原価がありまして差し引きで129万1,371円、それと会食のキャンセル、これも食材の原価を引きまして2万9,200円、これを足しますとキャンセル分がでます。そしてその下の厨房食材の損失分139万2,995円と売店の冷蔵冷凍品の廃棄分で合計であわび山荘は275万67円で1,000円以下の端数は切り捨てております。

もう1枚のA4の横、これが温泉ホテルきたひやまの分でございます。これは停電があったのが9月6日ですけども、9月6日以降につきましてもキャンセルが出ておりますので、このような形で、それぞれありまして合計で103万1,782円、食材原価が8万9,427円、差引94万2,355円、その下の宴会キャンセル分、これにつきましては26万8,050円、食材原価を差し引きまして14万7,418円、合計で差引108万9,773円で1,000円以下を切り捨て108万9,000円という形です。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 既に3回になっておりますが。

ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） なければ質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

- 議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決しました。
それではただ今から10分間休憩いたします。
再開は3時50分といたします。

休憩 午後3時39分

再開 午後3時49分

- 議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開します。

◎日程第12 議案第2号

- 議長（菅原義幸君） 日程第12、議案第2号平成30年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

- 副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に2,430万7,000円を追加し、補正後の予算総額を13億8,376万8,000円とするものでございます。

その内容でございますが39ページでございます。歳出では、人事院勧告に基づく給与改定等に伴う人件費の精査、国庫補助金等精算返還金について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます

- 議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

- 町民児童課長（吉崎照人君） それでは議案書39ページをご覧ください。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では39万1,000円の追加、人件費の精査や、事業関連システム構築のための連合会への負担金の増によるものでございます。

3款1項1目ともに国民健康保険事業費納付金では、補正額はありますが財源内訳の変更を行うものでございます。

40ページです。8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還費では2,391万6,000円の追加、平成29年度分の国庫補助金等精算返還金の追加をお願いするものでございます。

これに対しての歳入は、戻りまして38ページをご覧ください。3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金で、事業関連のシステム構築負担金分として37万円の追加。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では711万2,000円の減額。

6款1項ともに繰越金、2目その他繰越金で3,104万9,000円を追加し収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第13 議案第3号

○議長（菅原義幸君） 日程第13、議案第3号平成30年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案いたします補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に568万4,000円を追加し、補正後の総額を1億5,057万3,000円とするものでございます。

その内容でございますが45ページでございます。歳出では2款1項1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金では、事務費負担金53万円の減額、保険料等負担金621万4,000円の追加でございます。

次に歳入では、1款1項ともに後期高齢者医療保険料、1目保険料、現年分保険料793万1,000円、滞納繰越分保険料65万7,000円をそれぞれ追加するものでございます。

3款繰入金、1項1目ともに一般会計繰入金では事務費等繰入金53万円の減、保険基盤安定繰入金246万3,000円の減でございます。

4款1項1目ともに繰越金では、前年度繰越金8万9,000円を追加し、収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明で、ご理解いただけるものと思います。

内容の説明を省略し、質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。
お諮りいたします。
本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第14 議案第4号

○議長(菅原義幸君) 日程第14、議案第4号平成30年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案をいたします補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に2,115万4,000円を追加し、補正後の予算総額を10億5,112万8,000円とするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

富士保健福祉課長。

○保健福祉課長(福士裕継君) それでは議案の51ページ歳出からご説明をいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では補正額19万5,000円の追加。

続いて3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費では補正額339万円の減。次のページにまいりまして、2目包括的支援事業費、社会保障充実分、補正額2万9,000円の追加につきましては、いずれも人事院勧告に伴う給与改定による人件費の精査でございます。

次に6款諸支出金、1項還付金及び還付加算金、2目償還金、補正額2,432万円の追加につきましては、前年度分介護給付費等の実績に伴う額の確定による超過交付金の返還金でございます。

これに伴う歳入でございます。50ページをご覧ください。7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金では336万1,000円の減、3目その他一般会計繰入金では19万5,000円の追加、これは職員の人件費精査に係るものでございます。

8款1項1目ともに繰越金では、前年度分介護給付費等返還金への充当分といたしました。前年度繰越金2,432万円をもちまして、収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第15 議案第5号

○議長（菅原義幸君） 日程第15、議案第5号平成30年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に19万9,000円を追加し、補正後の予算総額を6,182万7,000円とするものでございます。

その内容でございますが57ページでございます。歳出では1款サービス事業費、1項通所介護サービス事業費、1目デイサービスセンター事業費では、燃料費に不足が生じますことから追加をお願いするものでございます。3項1目ともに介護予防支援事業費、4項1目ともに居宅介護支援事業費では、人事院勧告に基づく給与改定などに伴う人件費の精査について補正をお願いするものでございます。

歳入では2款繰入金、1項1目ともに一般会計繰入金19万9,000円を追加し、収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明で、ご理解いただけるものと思います。

内容の説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第16 議案第6号

○議長（菅原義幸君） 日程第16、議案第6号平成30年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から19万7,000円を減額し、補正後の予算総額を3億8,692万9,000円とするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは議案の63ページをお開き願います。まず歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、1目総務費、補正額171万8,000円の減額は、2節給料から19節負担金補助及び交付金まで人事院勧告による給与改定等に伴う人件費の精査などによるものでございます。次に2目維持管理費65万円の追加は、需用費で単価高騰に伴います燃料費15万円の追加、また電気料の上昇にかかる光熱水費50万円の追加をお願いするものです。

次に2款資本的支出、1項建設改良費、1目施設改良費、補正額140万円の追加は11節需用費修繕料で、主なものは北島歌取水ポンプ修繕等に係るものでございます。

次の64ページにまいりまして4款1項1目ともに災害復旧費52万9,000円の減額は、胆振東部地震に伴う停電による災害復旧費の精査で、11節需用費、修繕料22万4,000円の減額、使用料及び賃借料で発電機等借上料30万5,000円の減額でございます。

次にこれに対しての歳入ですが62ページに戻りまして、1款事業収入、2項営業外収入、2目他会計繰入金、補正額52万9,000円の減は一般会計繰入金の減額でございます。

次に2款資本的収入、1項1目ともに他会計出資金、補正額33万2,000円の増は一般会計出資金の増額でございます。

ただいまご説明した内容により歳入歳出それぞれ19万7,000円を減額し、補正後予算総額を3億8,692万9,000円とし、収支の均衡を図ったものでありますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
討論を許します。
（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りいたします。
本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第17 議案第7号

○議長（菅原義幸君） 日程第17、議案第7号平成30年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に21万円を追加し、補正後の予算総額を1,911万3,000円とするものでございます。

その内容でございますが68ページでございます。歳出では1款事業費用、1項営業費用、2目維持管理費におきまして光熱水費10万円、通信運搬費11万円の追加をお願いするものでございます。

次に歳入では1款事業収入、2項営業外収入、2目他会計負担金におきまして、一般会計負担金21万円を追加し、収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明で、ご理解いただけるものと思います。
内容の説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
討論を許します。
（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りいたします。
本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第18 議案第8号

○議長（菅原義幸君） 日程第18、議案第8号、平成30年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に147万2,000円を追加し、補正後の予算総額を5億4,016万円とするものでございます。

その内容でございますが73ページでございます。歳出では1款事業費用、1項営業費用、3目処理場費におきまして、北檜山下水処理場脱水機の修繕料129万6,000円の追加。

2款資本的支出、1項建設改良費、1目下水道整備費では人事院勧告に基づく給与改定等に伴う人件費の精査について補正をお願いするものでございます。

次に歳入でございます。1款事業収入、2項営業外収入、1目他会計繰入金129万6,000円を追加し、収支の均衡を図っております。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明で、ご理解いただけるものと思います。

内容の説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第19 議案第9号

○議長（菅原義幸君） 日程第19、議案第9号平成30年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算の主なものでございますが、人事院勧告に基づく給与改定等に伴う人件費の追加、電子カルテシステム保守管理業務の追加などにつ

いて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、病院事務局長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

横川国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（横川 忍君） それではせたな町立国保病院分の収益的収支から説明させていただきます。議案書80ページをお開きください。1款せたな町立国保病院費用、1項医業費用、1目給与費では4,172万1,000円の増でございます。職員の人事異動並びに給与改定に伴う人件費の精査のほか、年度途中に採用となりました医師、薬剤師、看護師等の人件費を増額するものでございます。2目材料費は1,482万7,000円の減額です。主なものは薬品費で入院患者の減に加え、後発医薬品の使用割合を増やしたことによりまして1,200万円の減額、診療材料費では年度途中から導入いたしましたSPDシステムにより余剰在庫が減少し300万円の減額などがございます。3目経費233万6,000円の増額でございます。2節旅費交通費で64万1,000円の増は、新規採用となりました医師、看護師の赴任旅費及び出張旅費の送迎旅費の増加が主なものでございます。4節消耗品では電子カルテに使用しますラベル等の消耗品費、5節消耗備品費では125万8,000円の増額、これは老朽化したしました病棟のカーテン等の更新を行なったものでございます。12節賃借料1,464万6,000円の減額は、入院患者のモニター類のリースが終了したことによる減額、13節委託料229万8,000円の増額は、11月から稼働いたしました電子カルテオーダリングシステムの5カ月分の保守管理費用でございます。

これに対します収入は議案書の79ページをお開きください。1項医業収益、2目外来収入で2,923万円の増額を見込み、収支の均衡を図ろうとするものでございます。

続きまして、せたな町立国保病院瀬棚診療所分の収益的収支について説明をさせていただきます。議案書は84ページでございます。2款1項1目給与費23万9,000円の増額は、すべて人件費の精査によるものでございます。

これに対して収入は議案書83ページ、2款1項1目外来収益を同額の23万9,000円の増額を見込みまして収支の均衡を図ってございます。

次にせたな町国保病院大成診療所の収益的収支について説明させていただきます。議案書は86ページでございます。

3款1項1目給与費5万7,000円の増額も人件費精査によるものでございます。

対しまして収入は議案書85ページ、3款1項1目外来収益を同じく5万7,000円増額を見込み収支の均衡を図ってございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第20 議案第12号

○議長(菅原義幸君) 日程第20、議案第12号定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案その2の43ページでございます。議案第12号定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についての提案理由を申し上げます。

函館市との間におきまして定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結するため、せたな町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

小坂橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(小坂橋司君) 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてご説明いたします。本協定につきましては平成26年3月の第1回定例会において議決をいただき、函館市との協定を締結したのですが、このたび平成31年度から新たな事業に取り組むため、新規事業の追加と文言の整理をするものです。

変更する協定書の内容につきまして47ページからの新旧対照表でご説明させていただきます。左側現行で右が変更案でございます。別表第1の大項目、現行ア、広域医療体制等の充実これを変更後は医療と改めまして、取り組み内容の7行目ドクターヘリ導入、これをドクターヘリの運航支援と改めます。次に48ページです。変更後には新規事業としまして、医療従事者の確保、養成を追加しまして、ここでいう救急救命士のことですが、圏域内の中核病院等で病院実習を実施することにより、技術、能力の維持向上を図るものです。

続きましてイ、広域観光の推進を産業振興と改めまして、プロモーション活動の実施を広域観光の推進と改めるものです。

続きまして49ページです。滞在型観光促進に資する観光メニューの開発を滞在型観光の促進に改め、1番下にありますが地場産業の育成を50ページにかけて追加しまして、内容としまし

て函館市のアンテナショップなどでテスト販売などを行い、販路開拓の支援をするものです。

続きまして別表第2では、イ、基幹道路等ネットワーク整備の促進を道路等の交通インフラの整備に改めまして、続きまして51ページです。ウ、国際化の推進を地域内外の住民との交流・移住促進に改めるものです。

52ページです。別表第3、アの表中、職員の合同研修等を職員等の合同研修に改めまして、圏域内市町職員を圏域内市町職員等に改めるものです。なおこの変更する協定ですが、関係市町、道南の18市町で変更協定の議決がされたあと、年内に函館市と関係全市町により変更協定の締結をする予定であります。

説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） 課長一つだけ確認させていただきたいですけど、48ページの圏域内における安定的な医療提供体制の維持を図るため救急救命士をはじめとする医療従事者の確保、養成に取り組む、これ新しくということだったと思うんですが、今まで救急救命士、函館に出向いて取り組んでたという認識だったんですけど、その確認と今回のその説明、もう1回説明いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 小板橋課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 18市町で救急救命士が足りているところもあるんですけど、足りてないところもありまして、それらの市町のことをここでは言っています。将来うちもそういうことになるかもしれないので、ここには乙の役割ということでうちもここには入ります。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第21 議案第13号

○議長（菅原義幸君） 日程第21、議案第13号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 53ページでございます。議案第13号工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。これは旧瀬棚養護老人ホーム三杉荘の解体工事でございますが、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、予定価格が5,000万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） では工事の名称でございます。旧瀬棚養護老人ホーム三杉荘解体工事、契約の金額でございます。7,506万円、契約の相手方、高橋・佐藤・福井経常建設共同企業体、代表者、久遠郡せたな町瀬棚区本町403番地、株式会社高橋建設せたな本店、専務取締役支店長、坂下正治。構成員でございます。久遠郡せたな町瀬棚区本町8番地、佐藤建設工業株式会社、代表取締役、児島永幸。久遠郡せたな町瀬棚区本町296番地2、有限会社福井技建、代表取締役、福井利光。参考といたしまして工期につきましては、契約締結の日の翌日から平成31年3月22日までとなっております。なお指名業者及び入札結果につきましては、次のページの一覧表のとおりであります。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第22 同意第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第22、同意第1号せたな町監査委員の選任を議題といたします。

残間正君の退席を求めます。

（残間正君退席）

○議長（菅原義幸君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 55 ページ、同意第 1 号せたな町監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

任期満了に伴い次の者をせたな町監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。住所は久遠郡せたな町北檜山区豊岡 8 1 番地 6、名前、残間正、昭和 25 年 10 月 17 日生まれ 68 歳。

次のページに経歴書を載せてございます。ご参照願います。

よろしく申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより、同意第 1 号の件を採決いたします。

この採決は、会議規則第 81 条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（菅原義幸君） ただいまの出席議員は 10 名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に大野一男議員、熊野主税議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（菅原義幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（菅原義幸君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件に対し賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。他事記載は無効、白票は否といたします。

ただ今から投票を行います。1 番席から順番に、議長席に向かって左側から投票し、右側から自席に着いてください。

それでは1番席細川伸男議員から順次投票願います。

(投票)

○議長(菅原義幸君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 投票漏れなしと認め、投票を終了します。
開票を行います。

大野一男議員、熊野主税議員に開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(菅原義幸君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票はありません。

有効投票のうち、賛成9票、反対1票。

以上のとおり賛成が多数です。したがって同意第1号せたな町監査委員の選任は同意することに決しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(菅原義幸君) 残間正君の入場を認めます。

(残間正君入場)

○議長(菅原義幸君) ここで、ただいまご選任同意されました残間正君から発言の申し出がありますのでこれを許します。

○代表監査委員(残間正君) ただいま選任に同意いただきまして、ありがとうございます。先般、地方自治法の一部改正がございまして、地方自治の監査あり方が大きく変わる。そういう情報が入ってございます。町村においても公会計制度を取り入れるとか、きちんとした監査基準を導入するとか、そういう動きがここ1年の間に出てくるようでございます。それらを踏まえて、私、監査委員に選任いただきました。高度の自覚と研修に努めまして、その職務に当たっていきたく、そのように考えてございますので、どうぞこれからもよろしく願い申し上げます。

ありがとうございます。

◎延会宣言

○議長(菅原義幸君) 以上で本日の会議はこれで閉じ、以後の議案審議は明日再開し行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって本日の会議はこれで閉じ、延会することに決しました。

なお明日は午後1時再開といたします。

本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 4時32分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年1月9日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 細 川 伸 男

署 名 議 員 神 田 和 浩

平成30年第4回せたな町議会定例会 第2号

平成30年12月11日（火曜日）

○議事日程（第2号）

- 1 諸般の報告
- 2 発議第 2号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について
- 3 発議第 3号 議員派遣について

○出席議員（11名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 細川伸男君 | 2番 神田和浩君 |
| 4番 本多浩君 | 5番 石原広務君 |
| 6番 榊田道廣君 | 7番 大湯圓郷君 |
| 8番 真柄克紀君 | 9番 平澤等君 |
| 10番 大野一男君 | 11番 熊野主税君 |
| 12番 菅原義幸君 | |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会教育長	成田円裕君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則君
総務課長	原進君
まちづくり推進課長	小坂橋司君
財政課長	西村晋悟君
税務課長	樋口靖君
町民児童課長	吉崎照人君
認定こども園長	鎌田郁美君
保健福祉課長	福士裕継君

農務課長	佐藤英美君
農務課参事	木村充弘君
水産林務課長	横川洋二君
建設水道課長	丹羽優君
会計管理者	三浦孝史君
国保病院事務局長	横川忍君
総務課長補佐	高橋純君
まちづくり推進課長補佐	神田昌君
財政課長補佐	河原泰平君
税務課長補佐	濱登幸恵君
町民児童課長補佐	坂谷洋二君
認定こども園副園長	伊藤悦子君
保健福祉課長補佐	濱口喜秋君
保健福祉課長補佐	浜高正明君
地域包括支援センター所長	長内京君
農務課長補佐	吉田有哉君
水産林務課長補佐	手塚清人君
水産種苗育成センター副所長	栄田武志君
建設水道課長補佐	松本健裕君
建設水道課長補佐	平田大輔君
国保病院事務局次長	中川川讓君
総務課主幹	小林和美知仁君
財政課主幹	黒澤美知子君
財政課主幹	井村裕行君
町民児童課主幹	萩原千明君
保健福祉課主幹	古守千亜珠君
保健福祉課主幹	竹内亜希子君
建設水道課主幹	上田一男君
建設水道課主幹	川上佳隆君
建設水道課主幹	金澤喜嗣君
建設水道課主幹	高橋真一君
建設水道課主幹	高鈴涼平君
職員厚生係長	尾野裕也君
まちづくり推進係長	松原孝樹君
商工労働観光係長	撫原養伯君
経理入札係長	小林朱央君
国保医療係長	中山康春君

障がい福祉係長	平	田	慎太郎	君
保健推進係長	垣	本	利子	君
居宅介護支援係長	今	川	勇吾	君
耕地係長	斉	藤	真	君
水産種育苗成センター業務係長	池	田	裕之	君
庶務係長	近	藤	智博	君

《大成総合支所》

支所長	佐	野	英也	君
次長	佐々	木	正人	君
大成診療所事務長	古	守	幸治	君

《瀬棚総合支所》

支所長	関		功悦	君
養護老人ホーム三杉荘所長	上	野	宏行	君
次長	増	田	和彦	君
老人ホーム三杉荘	平	賀	栄治	君
瀬棚診療所事務長	古	畑	英規	君
福祉係長	原	田	宰	君
産業係長	油	谷	好彦	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	杉	村	彰	君
大成教育事務所長	荻	原	勝幸	君
瀬棚教育事務所長	杉	村	輝明	君
学校給食センター副所長	久津	間	智	君
主幹	山	本	亨	君
総務係長	長	内	解人	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	西	田	良子	君
------	---	---	----	---

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長	原		進	君
書記次長	高	橋	純	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局長	丹	羽	小百合	君
事務局次長	上	野	朋広	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事	務	局	長	丹	羽	小	百	合	君
事	務	局	次	長	上	野	朋	広	君
事	務	局	総	務	係	原	田	翔	太

開会 午後 1 時 0 0 分

◎開議宣告

- 議長（菅原義幸君） 皆さんこんにちは。
ただいまの出席議員 11 名で定足数に達していますので、定例会を再開いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 諸般の報告

- 議長（菅原義幸君） 日程第 1、諸般の報告は、お手元に配付したとおりです。
ここで休憩とします。
再開は 15 時といたします。

休憩 午後 1 時 0 1 分

再開 午後 3 時 0 0 分

- 議長（菅原義幸君） 休憩を解き会議を再開いたします。

◎会期の延長

- 議長（菅原義幸君） お諮りいたします。
本定例会の会期を 2 日間延長し、12 月 13 日までといたしたいと思えます。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

- 議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、今定例会の会期を 2 日間延長し、13 月 13 日までといたします。

◎延会宣言

- 議長（菅原義幸君） 本日はこれで延会いたします。
再開は明日 13 時といたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 3 時 0 1 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年1月9日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 細 川 伸 男

署 名 議 員 神 田 和 浩

平成30年第4回せたな町議会定例会 第3号

平成30年12月12日（水曜日）

○議事日程（第3号）

- 1 諸般の報告
- 2 発議第 2号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について
- 3 発議第 3号 議員派遣について

（第3号の追加1）

- 1 諸般の報告
- 2 せたな町監査委員の選任について
- 3 決算審査特別委員会委員の交代について

○出席議員（11名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 細川伸男君 | 2番 神田和浩君 |
| 4番 本多浩君 | 5番 石原広務君 |
| 6番 榊田道廣君 | 7番 大湯圓郷君 |
| 8番 真柄克紀君 | 9番 平澤等君 |
| 10番 大野一男君 | 11番 熊野主税君 |
| 12番 菅原義幸君 | |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会教育長	成田円裕君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則君
総務課長	原進君
まちづくり推進課長	小板橋司君
財政課長	西村晋悟君

税務課長	樋口	靖君
町民児童課長	吉崎	照人君
認定こども園長	鎌田	郁美君
保健福祉課長	福士	裕継君
農務課長	佐藤	英美君
農務課参事	木村	充弘君
水産林務課長	横川	洋二君
建設水道課長	丹羽	孝優君
会計管理者	三浦	孝史君
国保病院事務局長	横川	忍純君
総務課長補佐	高橋	昌君
まちづくり推進課長補佐	神田	平恵君
財政課長補佐	河原	泰幸君
税務課長補佐	濱登	洋悦君
町民児童課長補佐	坂谷	二子君
認定こども園副園長	伊藤	喜秋君
保健福祉課長補佐	濱口	正明君
保健福祉課長補佐	浜高	内京君
地域包括支援センター所長	長内	有哉君
農務課長補佐	吉田	清人君
水産林務課長補佐	手塚	武志君
水産種苗育成センター副所長	栄田	健裕君
建設水道課長補佐	松本	大輔君
建設水道課長補佐	平田	和仁君
国保病院事務局次長	中川	美知子君
総務課主幹	小林	裕行君
財政課主幹	黒澤	千重君
財政課主幹	井村	重希君
町民児童課主幹	萩原	一男君
保健福祉課主幹	古守	佳隆君
保健福祉課主幹	竹内	喜嗣君
建設水道課主幹	上田	真一君
建設水道課主幹	川上	涼平君
建設水道課主幹	金澤	裕也君
建設水道課主幹	高橋	
建設水道課主幹	高木	
職員厚生係長	尾野	

まちづくり推進係長	松	原	孝	樹	君
商工労働観光係長	撫	養	和	伯	君
経理入札係長	小	林	朱	央	君
国保医療係長	中	山	康	春	君
障がい福祉係長	平	田	慎	太郎	君
保健推進係長	垣	本	利	子	君
居宅介護支援係長	今	川	勇	吾	君
耕地係長	斉	藤		真	君
水産種苗育成センター業務係長	池	田	裕	之	君
庶務係長	近	藤	智	博	君

《大成総合支所》

支所長	佐	野	英	也	君
次長	佐	々	木	正	人
大成診療所事務長	古	守	幸	治	君

《瀬棚総合支所》

支所長	関		功	悦	君
養護老人ホーム三杉荘所長	上	野	宏	行	君
次長	増	田	和	彦	君
老人ホーム三杉荘	平	賀	栄	治	君
瀬棚診療所事務長	古	畑	英	規	君
福祉係長	原	田		宰	君
産業係長	油	谷	好	彦	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	杉	村		彰	君
大成教育事務所長	荻	原	勝	幸	君
瀬棚教育事務所長	杉	村	輝	明	君
学校給食センター副所長	久	津	間	智	君
主幹	山	本		亨	君
総務係長	長	内	解	人	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	西	田	良	子	君
------	---	---	---	---	---

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長	原			進	君
書記次長	高	橋		純	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局 長 丹 羽 小百合 君
事務局 次長 上 野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局 長 丹 羽 小百合 君
事務局 次長 上 野 朋 広 君
事務局 総務係 原 田 翔 太 君

開会 午後1時00分

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員11名で定足数に達していますので、定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第1、諸般の報告は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第2 発議第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第2、議案第2号三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における所管事務継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、議会閉会中の継続事務調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、本件は申し出のとおり、承認することに決しました。

◎日程第3 発議第3号

○議長（菅原義幸君） 日程第3、発議第3号議員の派遣を議題といたします。

提案理由、質疑、討論を省略し採決いたします。議案書に記載されている研修会に、議員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

先ほど町長から同意第2号が提出されました。これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。あわせて委員会条例第7条第4項により、決算審査特別委員会委員の交代を議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号と決算審査特別委員会委員の交代についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程表と議案を配布する間、暫時休憩といたします。

休憩 午後3時02分

再開 午後3時04分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解き会議を再開いたします。

◎追加日程1の1 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 追加1の日程第1、諸般の報告は、お手元のとおりです。

◎追加日程1の2 同意第2号

○議長（菅原義幸君） 追加1の日程第2、同意第2号せたな町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により本多議員の退場を求めます。

（本多議員退場）

○議長（菅原義幸君） 本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（高橋貞光君） その4でございます。同意第2号せたな町監査委員の選任についての提案理由をご説明申し上げます。新たに次の者をせたな町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。住所は久遠郡せたな町北檜山区共和1264番地、氏名、本多浩、生年月日は昭和26年5月22日、67歳でございます。

次の2ページに経歴等を記載してございますので、ご参照願います。

よろしく申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
本案について、これに同意することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。
本多議員の入場を許します。

（本多議員入場）

◎追加日程1の3 決算審査特別委員会委員の交代について

○議長（菅原義幸君） 日程第3、決算審査特別委員会委員の交代についてを議題といたします。
決算審査特別委員会は、議会選出監査委員を除く9名で構成されることとしております。本多

議員が議会選出監査委員に選任されたことに伴い、決算審査特別委員会委員より除かれることとなります。このことに伴い委員に変更が生じますので、本多議員の代わりに大湯議員を同委員会委員に指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認め、決算審査特別委員会委員を交代することといたします。

(「議事進行」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 熊野副議長。

○副議長(熊野主税君) 本日午前中、議会運営委員会が開かれまして、平成29年度一般会計歳入歳出決算について減額修正後の数値において、町側に提出していただきたいという旨、要望したわけでございますが、この取り計らいはこれからどうなるのか、お伺いします。

○議長(菅原義幸君) ただいまの発言に対して町長の答弁を求めます。

町長。

○町長(高橋貞光君) お答えをいたします。

このことにつきましては、そういう考えはございません。

○議長(菅原義幸君) お聞きのとおりです。

◎閉議宣告

○議長(菅原義幸君) お諮りいたします。

今定例会に付された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長(菅原義幸君) 以上で、平成30年第4回せたな町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉会 午後1時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年1月9日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 細 川 伸 男

署 名 議 員 神 田 和 浩